

平成26年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年12月16日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年12月16日 午前9時01分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 請願第5号 手話言語法に関する請願
- 陳情第5号 「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望
- 陳情第6号 福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する陳情
- 議案第63号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第64号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第65号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第66号 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第68号 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第69号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 指定管理者の指定について

事前通告質問 障がい者施設整備の進捗状況について

報告事項

- 1) 報告第10号 可児市新型インフルエンザ等対策行動計画について
- 2) 次期定例会における条例の制定・改正予定または新規事業等について（報告）
 - 可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - 可児市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施について
 - 可児市介護保険条例の一部改正
 - 第6期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に係るパブリックコメントの実施について
 - 可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定

●可児市障がい者計画に係るパブリックコメントの実施について

●可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正

3) 小・中学校のエアコン運用について

4) 美濃桃山陶の聖地（牟田洞）の整備構想・計画（案）について

5) 社会福祉協議会の法人後見事業について

その他

5. 出席委員（7名）

委員長	野呂和久	副委員長	天羽良明
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	富田牧子	委員	酒井正司
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議員 山田喜弘

8. 参考人

一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会	会長	水野義弘
一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会	手話通訳者	伊藤恵子

9. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	佐藤誠	教育委員会事務局長	高木美和
健康福祉部参事	小池百合子	健康福祉部次長	安藤千秋
こども課長	高井美樹	高齢福祉課長	宮崎卓也
健康増進課長	井藤裕司	国保年金課長	桜井孝治
教育総務課長	渡辺達也	郷土歴史館長	長瀬治義
秘書課長	前田伸寿		

10. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田隆司	議会事務局 議会総務課長	松倉良典
議会事務局 書記	小池祐功	議会事務局 書記	渡邊ちえ

○委員長（野呂和久君） それでは、皆様、おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日は、報道機関から取材の申し込みがあり、撮影等を許可しましたので、御承知おきください。

それでは、これより議事に入ります。

まず、請願第5号 手話言語法に関する請願を議題といたします。

さきの委員会にて承認をいただきましたので、本日、参考人として、請願者である一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会 水野義弘会長と、同協会の手話通訳の伊藤恵子さん、紹介議員である山田喜弘議員に御出席をいただいております。参考人の水野会長と伊藤さんにおかれましては、大変お忙しい中、また足元の悪い中、本委員会に御出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、本請願に関し、忌憚のない御意見を述べていただきたいと思います。その際は、10分以内を目安にお願いいたします。その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、参考人の方が委員に対して質疑をすることはできません。あらかじめ御了承願います。

なお、発言をされる方は、挙手をして委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いします。

水野義弘会長は聾者のため、本委員会中の発言は手話通訳者である伊藤さんに通訳をしていただきます。そのため、簡潔・明瞭に質問をしていただきますようお願いいたします。

それでは、初めに事務局から請願文書の朗読をお願いします。

○議会事務局書記（渡邊ちえ君） 手話言語法に関する請願。

平成26年11月14日、可児市議会議長様。

請願者、住所、岐阜県岐阜市藪田南5-14-53。名前、一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長 水野義弘。紹介議員、山田喜弘、野呂和久。

趣旨、2011年夏、「改正障害者基本法」が衆議院参議院ともに全会一致で可決・成立しました。「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話が日本でも法的に言語として認められました。これは私たちにとって大きな一歩です。しかし、この「機会の確保」を確実に得る為には、手話が言語として聾者に活用されるための具体的な施策が必要です。残念ながら日本にはその法律はありません。私たち聾者には、そのための法律「手話言語法」が必要なのです。

趣旨を御理解いただき、ぜひ手話言語法に関する下記の請願項目の採択をお願いいたします。

（項目）1. 手話言語法に関する意見書を可児市議会として国へ提出してください。

以上です。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

それでは、これより参考人の方に本請願の趣旨等について説明をしていただきます。よろしくお願いいいたします。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 皆さん、おはようございます。

きょう、このような場を設けていただいたことに、まずは感謝申し上げます。

まず、2006年、国際連合の総会の場で障害者権利条約が採択をされました。その際に、国際権利条約に基づいて日本は署名をしていただきました。次に、批准をするために国内法のさまざまな整備がされました。

条例の目的は何かといいますと、全ての障がい者のあらゆる尊厳を保障する、守るということ。障がいは個人ではなく社会であるという視点から、幅広い場で障がい者の尊厳を尊重し権利を守るという条約になっております。その整備で国内法が改正された部分が障害者基本法とか障害者総合支援法、または新しく設けられた、今度施行される差別禁止法等さまざまなものが見直されてきております。

その上で、ことしの1月になりますが、日本の場合は批准を済ませております。しかしながら、まだまだ法整備が十分ではない点が多々あります。それは法改正、新しく法律を進めていただきたい。特に私たち聴覚障がい者、聾者が必要だと思われるアクセシビリティにかかわる法律が、今のところ日本には一つもないということ。それで我々聾者の生活が変わるのかというと、具体的施策がまだ何もない状態です。聾にかかわる法律の中で一步前進したと言えることは、障害者基本法と総合支援法の2つの法律の中に、障害者基本法の改正の中で聾にかかわる部分ということが、長い歴史の中で初めて「言語に手話を含む」という一文が追加されたことだと思います。

だけど、障害者基本法を改正しただけで十分かと言われると、幾つかの問題が見受けられます。障害者権利条約の場合は、手話を言語に含む、また手話は言語であるための法整備がいろいろとなされておりますが、障害者基本法の中には、手話は言語であるという一文が設けられましたが、そのための法整備が何一つ整っていない現状です。言語を獲得する、言語を利用する、言語を保障する等という我々の求めているものが一つも入っておりません。私たち聾者としては、手話で学ぶという選択の機会が十分ではないのが現状です。

私たち聾者は、長い間この思いを持ってきております。1947年、全国聾者会議が開かれました。その場で初めて、全日本ろうあ連盟理事長の藤本さんという人の言葉ですが、有名なものがあります。「手話を広く社会に広める。そうしなければ、聾者の真の理解を深めることはできない」という言葉を残されております。つまり、我々は60年前からこの思いを持ち続けて訴え続けております。

現状は、ほとんどの聾者の子供、特に地域の小学校に通う聾児、手話を知る、手話を獲得する場がまるっきりない状態で育ちます。また2つ目、聾学校に入ったとしても授業に手話は取り入れられておりません。健聴の子供は、言語、日本語としては国語教育というものが

あります。しかし、聾児の子供は、手話を言語として学ぶ機会がありません。また4つ目には、いつ起こり得るかわからない災害等の緊急時、手話で意思疎通を図ることが難しい。または、コミュニケーションとして筆談ということをよく言われますが、手話を言語として育った者は、筆談だけでは全てを伝え切ることができないという課題が残されています。その現状を変えるために、やはり手話言語法という法律が必要だと私たちは考えます。また、法整備がまだまだの部分、また限界になっている部分のところを含めて法整備を進めていただきたいということで、この手話言語法の意見書を提出していただきたいことを仲間とともに活動している途中であります。私たち聾者は、権利を尊重していただき、また守っていただき、また選択の機会を広げていただきたい。手話に対する理解を求めて、手話言語法の意見書を提出していただきたいと思っております。全ての市町村に、岐阜県の中でも働きかけております。

手話言語法の目的というのは、5つございます。

1つ目は、手話を獲得する。聾児、子供たちが親も含めて地域で育つ中でも手話で学ぶ機会を得られるということ。

2つ目は、聾の子供が手話で学習する機会を選択することができる、また教育の場で手話通訳を介して意思疎通を図ること。

3つ目は、手話を学ぶ。聾である、聾でないにかかわらず、手話を学べる環境・機会を与えていただく。

4つ目として、手話を使う。情報を得るために手話、手話通訳が要るということ。そういういろんな方法を選択する機会を設けてほしい。

また、5つ目は、手話を守るということです。手話を社会に普及すること、また守り、研究等もしていただくということで、この法律の大きな目的として活動しています。

今、全国で手話言語法を速やかに制定してほしいという意見書を提出するという活動の取り組みの状況ですが、全国47都道府県の中で、今のところ44の都道府県で採択をされて意見書を出していただいております。自治体としては、637市、560の町、38の村でほぼ1,700近くの自治体で意見書を提出していただいております。日本全体で見ると、70%の自治体で提出をしていただいております。

岐阜県の場合は、ことし3月に県議会の場で採択をしていただき、県としては3月に意見書を出していただきまして、6月の議会で10の市町村、9月の議会で18の市町、残りが14になるわけですが、12月議会でほぼ提出をしていただく見込みで進めているところですが、この12月議会、閉会が早いところで既に3つは意見書を採択しております。つまり、今はあと11の市町村で意見書がまだということです。私たちとしては、12月に岐阜県内の全ての市町村で意見書を提出していただくことを目指しております。そのために、今現在、仲間とともに取り組みをしています。私たちの強い願いであります。可児市でもぜひよろしくお願いいたします。

○委員長（野呂和久君） 参考人の水野会長、大変ありがとうございました。

次に、紹介議員の山田喜弘議員、補足説明はございますか。

○委員外議員（山田喜弘君） いえ、特にはございませんが、今、会長のほうから言われました5つの権利をしっかりと果たせるために、手話言語法をぜひ制定いただけるよう意見書を出していただきたいというふうに思っております。

○委員長（野呂和久君） それでは、これより参考人の方に対する質疑を行いたいと思います。初めに、事前に質疑を提出していただいておりますので、順次お願いをしたいと思います。質問は一問一答方式でお願いしたいと思いますので、複数の御質問のある委員は、一問ずつお願いいたします。

それでは、初めに富田委員、よろしくお願ひいたします。

○委員（富田牧子君） 私、これをいただく前に締め切りがあって早く出せということでしたので、先ほど説明していただいたことに重複するかもわかりませんが、これを読んで随分わかりましたということはあるんですけど、一つとして、やっぱり法にするというその目的は何かということで、やっぱり法律という縛りのあるものにしないと実現できないものかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 当然、法にしていきたいと強く願っております。そうしないと実現はできないと思っております。つまり今まで過去を見ますと、しっかりとした国の法律がないために、市町村でばらばらなんですね。それぞれの独自の進め方でとても理解を示して進めていただくところ、また全く動きがないところと地域格差が激しいんですね。なので、しっかりとした法律がそのためにも必要だと思います。先ほど説明をさせていただきましたが、障害者権利条約の場合は、幾つかの規定をはっきりと示しております。しかしながら、障害者基本法の場合は、手話は言語であるための規定が何一つ今はないんですね。なので、そうなると、単なる見えというか、言葉だけということでは終わってしまうのではないかという、それでは私たちの希望がなかなか反映されないの、そのための法整備ということで求めています。

○委員（富田牧子君） 先ほどのこととかかわるんですけど、法はやっぱり国民を縛るという面がありますので、この手話言語法が成立すると、市民や自治体はどういった義務を負うことになるのかということをお尋ねしたいと思います。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 市民の義務としては、手話を言語として認めていただく場合、法律の場合は、主に自治体には義務というものがあるということになりますが、それは教育の場面等、さまざまな場面で手話による合理的配慮が必要だということ、また社会の整備を確固たるものとするということで、自治体にはあるかもしれませんが、市民への義務というものはないと考えています。

自治体の義務としては、やはり聾者の言葉である手話について啓発活動をしていただく、または市政の場等で字幕だけではなく手話通訳をつけるということ。手話で情報を得られる機会を行政として合理的配慮をしていただきたいということ等で、自治体に関しては義務という責務が課せられるかと思っております。

○委員（富田牧子君） 私自身のことを言えば、子供が千種聾学校の幼稚部に行っておりましたので、多少なりともこのことはいろいろ知っているわけですけど、手話についてはほとんど教えてもらったことがないので、手話がどんな言語体系を持っているのかというのが、はっきり言ってわかりません。

例えば、「私は」とか、「私が」とか、「私に」とか、「私を」とか、名詞に対して助詞がついているんですけど、それは手話の場合、どういうふうに表示されるのか、そこに大変興味があると言ったら失礼ですけど、どういう言語体系かということを知りたいために、そういう質問をしております。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 文法は当然、音声言語と違うんですね、手話の場合。てにをはと言われる助詞は、手話の場合は位置だとか指さし、また置きかえ、方向等でできます。それは、手話奉仕員養成講座というのがあるんですが、そちらのカリキュラムの中のテキストに手話の文法ということで、しっかりと学ぶことができます。

ただ、やはり手話が第1言語である聾者、手話を身につけた場合、また学校で手話教育の経験がない先輩方は、やはりどうしても筆談になると、特に今メールとかも盛んなんですが、そのときに日本語の助詞、てにをはの使い方がなかなか難しい方が多いということ。手話で表現する場合はしっかりとした文になっているんですが、それを日本語と言われる音声言語に置きかえるとなかなか難しいという現実がありますので、そのためにも、子供のときから手話で教育を受け、第1言語をしっかり獲得し、音声言語も習得するという形にさせていただくということが望ましいと考えております。

○委員（富田牧子君） よくわかりました。

千種聾学校の幼稚部でしたけど、本当にもっと簡単な言語サインで、あと口話でというふうに使っていたので、うちの子はそういう能力もなかったですけども、見ておりましたけど、先ほど手話にもそれぞれ違うというか、方言みたいなものもあるし、それぞれの地域で独特な表現方法というのがあるというふうには聞いていたんですけど、またそれから国際手話というふうな呼び方をされるようなものもあるというふうで、統一されていないということなんですが、標準的な手話で統一がきちっとできるものかどうかということをお尋ねします。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 健聴者の話し言葉にも方言があるとおりに、昔、交通機関がまだ発達していない、江戸時代とかまでさかのぼれば、特に地域格差があったと思います。言語にも方言が今も残っている地域があります。今は交通の発達、ツールの発達等で標準語ということが発達しております。みんなが標準語を話せるという。手話の場合も、昔、手話で学ぶということが禁止されていた時代というのは、その中はやはり聾同士のコミュニケーションは手話が自然的に生まれるんですね。その場合にどうしようとしていたか。先輩方から見て引き継がれていったものが手話です。つまり岐阜県の場合は、岐阜聾学校というものが一つだけです。岐阜県の中に一つだけ。三重県も一つだけです。愛知県は4つか5つあると思うんですが、そうなるとその聾学校、県の中で1個だけの聾学

校、卒業した後に他県の方と集まる機会があると初めてわかる。あっ手話が違うんだということがわかるんですが、通じないわけではないんですね、それが。その場に合った手話、方言というものはあります。

昔、昭和40年、初めて全国の若い方が京都で集まる会合がありました。その際に、水という手話一つとっても、さまざまな形、ばらばらなんだということが初めてわかり、それではやっぱりだめだろうということで、しっかりとした標準なものをつくっていかねばならないのではないかと。また、今後、手話指導等の場で、それぞれがばらばらなことを教えていくのはよくないということで、本とかの製本が始まり、健聴者に関しては標準的な手話を学べるというふうになってきております。ただ、聾は覚えたくても場がないんですね、その標準的な手話を。学校はもちろん、社会でもないの、聾者の人のほうが逆に手話がばらばらかもしれない。

○副委員長（天羽良明君） 先ほどからいろいろ御説明いただきましたが、重複して質問がありますので、よろしくお願いします。

聾学校、岐阜県聾学校では、手話は禁止されていたというようなお話が今もございましたが、では、どういうところで学んでいたのでしょうか。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 聾学校は手話は禁止でした、長い時代。昔、私も聾学校に通っていたとき、手話を使うと、廊下でバケツを持って立たせたりとかということが実際にありました。手話ができないようにバケツを持つということだったんだと思うんですが、そういう経験をしました。先輩方もみんな経験があると言っています。

手話を獲得する方法はどうかといいますと、先輩方のものを見て、聾学校の場合は幼稚部というものがあって、幼稚部から高等部、専攻科まで、年3歳から20歳までを同じところで生活をします。なので、先輩から手話を自然に身につけたものという形になります。

○副委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

今、近くでは可茂の支援学校などもございますが、そういったところでも手話を勉強したほうがというふうに思われますでしょうか。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 当然そのほうがいいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

特に、小学校の教育、小学校4年生、5年生にあります総合学習とか、可茂特別支援学校だけではなく、総合学習の中でぜひ手話という授業を学校教育の中で取り入れて広めていただきたいと願っております。子供は、覚えるのも吸収するのも早いです。興味を持っていただくことは、とてもいいことにつながりますので、ぜひ取り入れていただきたいと思っております。

○副委員長（天羽良明君） 国内法の整備を求めた結果において、障害者基本法が改正されて充実された部分が多々あったかと思いますが、充実した部分をまず教えていただけますでしょうか。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 改正した障害者基本法の中で充実

した部分と言われますと、手話奉仕員養成講座が任意事業から、任意の場合はどっちでもいいという形ですよね。そこから必須事業という形に変わった部分ぐらいで、余り大きく私たちにとって充実したという形は感じ得てはいないんですが、その部分は充実したと思います。ただ、手話を獲得するとか、利用する、保障するということについては、まだ何一つないので、やはり選択の機会というものと、獲得する、拡充するということは入っていないので、そちらのほうを入れてほしいと思っております。

○副委員長（天羽良明君） 最後に教えていただきたいんですが、先ほど富田委員のほうからも、自治体の対応についてのお話があったかと思いますが、いろいろ意見書がたくさん出ているようですので、こういった自治体はいい例だなと、取り組みがすばらしいなというふうに、先進事例がございましたらば教えていただきたいんですが。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 先進的ないい例と言われますと、皆さん御存じだと思いますが、昨年10月、鳥取県で手話言語条例というものが施行されております。その中で、鳥取県だけにあるサービスは何かといいますと、あらゆるところで手話通訳が受けられるサービスというのがあります。そちらが今普及しているタブレットを使って、遠隔で手話通訳をお願いしたいという場合に、すぐ通訳者が出てくるという形で、聾者は手話をすれば、中継で、あらゆるところで手話通訳を使えることができます。簡単な内容とか、緊急な内容とか、どんなときでも手話通訳を頼むと、岐阜県の場合はまだまだ3日とかかかるんですが、きょう通訳が欲しいと思っても、すぐということはなかなか難しい。日にちを調べて、時間を合わせて手話通訳に来ていただくという不便な部分が大いんですが、タブレットですぐ対応していただけるのが鳥取県だと聞いています。

鳥取県にタブレットが置いてあるのは、駅とか、あとバス乗り場とか、そういうところにも用意がしてあって、いつでも手話通訳と話ができるということを聞いています。可児市もぜひお願いします。

○委員長（野呂和久君） 水野会長、ありがとうございます。

今、事前質疑をお願いいたしました。

他の委員で質疑がございましたら、お願いいたします。

○委員（酒井正司君） この請願に関しては、先ほどお話がありましたように、3月に県議会が最初に可決しまして、その流れが今ずうっと続いて、年内にほぼ全自治体がというお話でございますが、参考人として、このように実際にお話を聞くということが私は一番大切だと思うんですが、そういう事例は県内にどれぐらいありますかでしょうか。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君） 参考人として、こういう場を設けていただいて、こういう場というのは可児市が初めてなんです。ただ、ほとんどは、議員の御協力をいただいてとか、あとは議会事務局へ行ってお願いする。陳情書を直接手渡ししてお願いをするという形です。こういう場というのは、ごめんなさい、1つありました。可児市と坂祝町の福祉文教委員会にも呼んでいただきました。11月の終わりに呼んでいただきました。こういう形の委員会に出席させていただいているのは2つだけですが、あとは事務局等

です。

○委員（出口忠雄君）　せんだって、参考資料としていただいております日本手話言語法の案をいただいたんですけど、そのところをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君）　例えば、どのようなことにお答えすればいいでしょうか。

○委員（出口忠雄君）　この中で、第1章とか、そこから始まって第2章、この中で第13条の労働及び雇用についてのところなんですけど、第2項のところ、事業主は聾者である従業員が継続的に働けるよう、環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話通訳者を配置するよう努めなければならないとあるわけなんですけど、これがもし制定された場合に、雇用側に聾者に対する通訳というところの、通訳者に対する費用の負担を雇用側が負担するのか、あるいは国なりそういうところから補填されるのか。もしこれを仮に雇用側が負担するとなると、聾者の雇用に何らかの影響があるんじゃないかなと心配するんですけど、雇用側がその費用の負担を嫌って雇用を控えるとか、そういうことにつながるんじゃないかなと思うわけなんですけど、その辺どうでしょうか。

○一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会長（水野義弘君）　まず雇用の場で、聾者だけで働いているわけではありません。健聴者と一緒だとか、ほとんどの場合は健聴者の中に聾者が一人ということ、なかなかコミュニケーションがとれないということ。そこで我慢をしている、少しのずれが大きなずれにつながり、人間関係が壊れて、もめてやめるといふ聾者がいっぱいいるということは現実に起きております。

その場合に、うまく働いていける聾者もいるんですね。なので、うまくいかない聾者を見ると、やはり手話通訳をしっかりと伴って仕事の内容、会社のかかわることをしっかりと伝えていて、健聴と同じ情報をいただいているということが一番望ましい、それは事実あります。しかしながら、先ほどおっしゃられたように、会社側がその通訳の費用を負担するという事は、それは嫌だなということで、逆に雇用を控えるのではないかという心配が危惧されるということですが、法律をつくっていく中で当然会社側の代表者の方とかも有識者という形で集まって、そういう場でいろいろなことが議論され、歩み寄り、いい法律をつくっていただいただけとは思いますが、その中で、去年ですかね、障害者雇用促進法の中で障害者の働く場を、雇用率というのも上がっていると思います。その障害者を雇用すべきという中で、パーセントがなかなか達成できないという企業が多いと聞いています。

障害者をしっかりと雇っていただくという環境をつくるということが、まずは一番大事だと思います。通訳費用の負担などは、法律をつくる中でその話が出るとおられます。そこで決めていくことになるとお思いますので、今、国が出すのか、はたまた会社が全面的に負担をするのか、半々なのかということが、また県とか市町とかも4分の1とかを払うのかといういろいろな方法が議論されることとお思います。一番いい方法をとっていただくことを望みます。

○委員長（野呂和久君）　ありがとうございました。

法律案という形で提示はされておりますが、水野会長も専門家ではありませんので、わかる範囲でお答えしていただいておりますので、よろしく申し上げます。

他に質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、参考人の質疑を終了いたします。

参考人の水野会長、そして手話通訳の伊藤さん、また山田議員、大変ありがとうございました。

ここで、参考人の方と山田喜弘議員はこれにて御退出いただいて結構です。本日はまことにありがとうございました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時47分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これより討論を行います。

○委員（富田牧子君） 私、先ほどちょっと言いましたように、自分自身の子供が耳が聞こえないということもあって、本当にこのことにはいろいろあって、もう一つは、実は私の妹は聾学校に勤めておられて、ずっと聾教育をやってきたというので、妹にもいろいろ意見を聞きました。そうしたら、聾学校のほうではやっぱりなかなか否定的な意見が出て、余りいいふうにこのことを言わなかったんです。でも、今までずっといろいろお聞きをして、それで手話通訳が本当にすばらしい通訳をされて、このことは聾学校の不理解とか、先ほど出口委員が心配されたような企業側の、こういう法が通ってもなかなか難しいこともあるんじゃないかという話もありましたけど、やっぱりこれは推進していくことが大切なんだということを、この間ずっといろいろ私も勉強したりしながら思いましたので、ぜひ可児市議会としてこのことはみんなで採択して、意見書を国に上げられればというふうに思います。

○委員（酒井正司君） 私の妻も少し手話をかじっておられて、清流国体等でお手伝いをさせていただきました。私も非常に興味を持っております。

先ほどお話がありましたように、国際連合で2006年に障害者権利条約に手話は言語であるということが明記されまして、全加盟国で承認されたのは先ほどお話しされたとおりでございます。日本でもやはり2011年に障害者基本法が改正されまして、言語に手話を含むという文言が入れられたわけでございます。

近隣の動きは、先ほど御紹介がありましたように、岐阜県議会が3月に言語法に関する意見書を採択したのを皮切りに、県内のほとんどの自治体に波及しまして、私のデータがちょっと古くて申しわけないんですが、10月1日のデータ、これはネットで調べた限りでございますが、その時点で申し上げますと、42市町村中28自治体が意見書を採択しております。そのうち市は21市ございますが、そのうち16市が意見書を採択したとネットには載っております。

した。ただ、最近の動きは、さきがた水野会長がおっしゃいましたとおりでございます。さらに進んで、大変喜ばしいことに年内にはほぼ全自治体に広がるだろうということでございます。ただ、この時点で見ますと、埼玉県が全自治体が採択している。これが一番進んでいる県ではないかなと思います。ただ、御紹介がありましたように、鳥取県が条例まで踏み込んでつくって、さきがたのように社会に浸透しておるといふ現実がございます。

可児市においては、手話サークルかにつ子というのがございまして、小学校の手話クラブの指導であるとか、あるいは子供たちと障がい者との交流をサポートすると、こういう非常に大切なボランティア活動をしていただいております。

また、当市庁舎におきましては、1階の福祉課に手話通訳者、たまたま今通訳していただいている水野さんでございますが、常駐をしていただいて、障がい者のサポートをされているというのが現状であります。

ことし11月24日の日本経済新聞電子版によりますと、高校生による第1回手話パフォーマンス甲子園というのが11月22日、鳥取市において初めて開催されております。全国から予選を勝ち抜いた20校が参加をしまして、石川県代表が優勝しております。このように、手話に関する関心であるとか理解が幅広い年代と地域的な広がりを見せております。

手話が言語である以上、日本語に並び日常生活の中にしっかりと浸透させ、聾者の不利益や差別を排除しなければなりません。この請願は、その趣旨を踏まえ、手話言語法の法整備をし、障がい者の公平性確保を目指しているものであります。

以上の観点から、本請願を全面的に支持し、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○委員（林 則夫君） 最近、各所で行われますところの会議も、大・中・小かかわらず手話をやっておられて、これまた大変結構なことだと思っておるわけでございます。

そこで、ついさきごろ、国際会議において手話の問題が大変クローズアップされまして、全世界に広がったわけでございまして、あれはあれとして、手話で皆さんに周知徹底する、お話を聞いてもらうということは、まことに結構なことかと思うわけでございます。

そこで、障害者基本法の中の一環として今回手話言語法がクローズアップされて、取り上げられたわけでございますが、障がい者の中にはいろいろありますね。目の障がい、耳の障がい、それから言語の障がい、それから五体の障がい、いろいろあるわけでございますが、今回は障害者基本法の中の手話の問題として上げられたわけなんです。こういうふうな声を上げられない障がい者の中で、ぜひ法整備をしてほしいというような障がい者の団体も多々あると思いますので、議会としては、ぜひこの問題はこの問題として今回は採択をし、そしてまたそうした声の上が出てこない団体にも手を差し伸べるなり、何らかの形で救済の措置をとっていけるような形をとらないと、この障害者基本法の中の片手落ちになることだけは避けたいと、こんなことを考えておるわけでございます。

今回の手話言語法についてはぜひ採択をして、国に対していろいろお願いをしていくことには賛成であります。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより請願第5号 手話言語法に関する請願を採決いたします。

挙手により採決いたします。請願第5号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、請願第5号は採択すべきものと決定いたしました。

この請願は意見書の採択を求めるものでございますが、委員会として意見書案を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、請願に添付されている意見書案について御意見をお伺いしたいと思います。

それでは、御意見をお願いしたいと思います。

○副委員長（天羽良明君） この案は4つの段落からできていまして、前段が前置きというような感じですが、そして2段目が、世界に目を向けるとというような国際連合の部分で世界的な取り上げ方が書いてありまして、3段目は、現状の国内における進捗状況みたいなものが書いてありまして、4が意見書をとるところへの流れになっておりまして、1段、2段のところについては、ほかの市町村の意見書も見せていただいたところだと、大分独自のスタンスがあって、変わっている部分もございます。ということで、3段、4段はほぼそのままでもいいんじゃないかなというふうに私は思いましたけれども、1段、2段でちょっと気になる場所としましては、今網かけいただいた部分、私も先ほど質問もさせていただいたんですが、確かにコミュニケーションの重要なツールであっても、ちょっと聾学校では手話を使うことが制限されていたという事実はあったようですが、この部分に関しては、国に対する意見書でもありますので、なしでもいいのかなというふうに思いました。

もう1つは、最後は、フィンランドというところがございますけれども、これはフィンランドもそうでしょうし、ニュージーランドもそうでしょうし、いろいろあるかと思いますが、フィンランドの憲法を研究したわけでもないものですから、これを可児市の意見書としては、抜いても表現ができるような形がとればいいんじゃないかなというふうに思いました。1段、2段に関してはちょっと改良してもいいかという意見です。

○委員（富田牧子君） 聾学校のところはやっぱり抜くといけないと思うんですね。その思いでこういうところまで来たわけですから、私はそこは抜かないで、フィンランドはよくわかります。私もフィンランドの憲法はわからんから、そこら辺は世界の憲法という感じでやればいいのかと思うんだけど、聾学校のところを抜くということはやめたほうがいいんじゃないかなと思う。

○委員（可児慶志君） フィンランドについては私も、副委員長の言うとおりにほかにも書きかえてもいいのかなと思います。

聾学校の制限の問題なんですけど、学校が、前回も富田さんもちょっとおっしゃっていた

ように、口話のほうを重視していたというところがあって、口話のほうのトレーニングがおろそかになるといけないからというような理由もあったと思うんですが、やむを得ない事情みたいなものもある種あったのではないかなという、若干の学校側の理解もしてあげる必要があるのではないかなと、一方的に制限してきたという作為的なものというふうには余り感じられないんじゃないかなということがあるので、その辺は文章上でもうちょっとやわらかい表現に変えるなり、悪者を余りつくるような表現の仕方というのは、国に出す意見書として、可児市議会が決めつけてかかるような表現の仕方というのは好ましくないんじゃないかなという思いは、私は副委員長と同じようにあります。

○委員長（野呂和久君） それでは、この「聾学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある」という文言について、各委員さんから御指摘がございました。変更する、またはここはそのまま残すという御意見でしたけれども、文言を変更して変えるということで、どのような文言がよろしいですか。

○委員（富田牧子君） それを削除するというところに問題があると思うんですけど、私はそれは事実だったので残すべきだと思うし、そこを削除するという意味合いがよくわかりません。

○委員長（野呂和久君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時17分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

それでは、「手話言語法」制定に関する意見書（案）について、天羽副委員長より御意見を申し上げます。

○副委員長（天羽良明君） ほぼ請願書の意見書（案）を余りさわってはおりませんけれども、第1段落、第2段落の部分をさわった意見書（案）をおつくりしましたので、よろしく申し上げます。

○委員長（野呂和久君） それでは、ただいまの意見書の文案について、事務局に朗読させます。

○議会事務局書記（渡邊ちえ君） 「手話言語法」制定に関する意見書（案）。

手話とは、日本語音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞える人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では手話を学ぶことができなかった長い歴史がある。

平成18年12月に国際連合総会で採択され、我が国においても、本年1月に批准され、2月から効力を生ずることとなった「障害者の権利に関する条約」には、「手話は言語」であることが明記されている。平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情

報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月22日、可児市議会 川上文浩。

○委員長（野呂和久君） それでは、ただいま事務局から朗読していただきました意見書の文案について、この意見書を教育福祉委員会発議として本議会に提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

なお、細部の訂正等については、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

済みません、それでは15分休憩としますので、10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時33分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、陳情第5号 「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

○副委員長（天羽良明君） 市として補助金交付による財政支援のほか、公共事業の積極的発注などにより支援を行っておりますので、この件につきましては聞きおきでいいと思います。

○委員長（野呂和久君） 聞きおきという御意見がございました。

この御意見に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第5号は聞きおきといたします。

続きまして、陳情第6号 福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお伺いします。

○副委員長（天羽良明君） こちらも大変重要なテーマですが、現在、国において福祉人材確

保対策検討会の議論を取りまとめの段階でございますので、賃金・労働条件の改善の動向を見きわめるのがよいと思いますので、今後の課題ということで、聞きおきでいいと思います。

○委員長（野呂和久君） 聞きおきという御意見でございますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第6号については委員会聞きおきとさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時41分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いします。

それでは、議案第63号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子ども課長（高井美樹君） おはようございます。

それでは、議案第63号関係について、御説明申し上げます。

まず、資料番号の4番、5ページをお開きください。

こちらに制定趣旨がございます。この条例の制定趣旨につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施による子ども・子育て支援法の制定に伴って、内閣府令で定める基準を参酌等して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるというものでございます。

当条例は、52条に及ぶ条例になっております。大変大きな条例になっているわけなんですけど、これは施設型給付、それから地域型給付というごとに、節単位でほとんど同じような意味合いのものがそれぞれに表現されているということで、ちょっと大きな条例になっております。

それでは、本日お配りしております教育福祉委員会資料の1、こういったものです。前にも何度かお配りしているものですね。これと資料番号1、会議案の75ページに基づいて、順に御説明を申し上げます。

それでは、まず議案書75ページの目次をごらんください。

まず第1章は、用語の定義とか、この条文の理念的なところが第1章で表現がしてございます。

続いて第2章、これは委員会資料の1をごらんいただきますと、前にも御説明いたしました新制度の枠組みの絵が描いてございます。この第2章については、委員会資料のほうをごらんいただきますと、上の四角のところ施設型給付とございます。この枠組みの中のある

施設、各施設の利用定員とかその運営に関する基準、それから特例的に扱うものの定義をこの第2章の中で定めております。目次をごらんいただくと、そういったような構成が節ごとになっております。

第3章は、この委員会資料1の下の地域型保育給付という小さい四角に4つほど、小規模保育、家庭的保育と並んでおりますが、これが各節ごとに分類をして条文ができ上がっているというものになっております。要するに、地域型保育給付の枠組みの中にある各施設を定義づけていくというものでございます。

それでは、52条に及ぶものになっておりますので、ポイントとなるところについて御説明をいたします。

まず第1章の部分は、先ほど言いましたとおり、理念的なところとかそういったところを表現してあるものでございますので、77ページ、第4条、利用定員のところをごらんください。ここの利用定員につきましては、議案の質疑でもお答えいたしましたとおり、保育園と認定こども園については、定員を20人以上にしなければなりません。ですが、幼稚園については定員の定めがないというふうになっております。これが第4条の（認定こども園及び保育所に限る。）というところの表現でございます。

続きまして、第5条以降につきましては、手続とか施設の認定の確認、それから運営全般に係る事項を定めています。ずうっと手続とか確認をどうするかというところが8条とか、それから心身をどうやって把握するか、10条とかですね。それから13条では、利用負担等の受領をどのような手続でやるかというところがずらずらっと書いてございます。

では、84ページ、32条をお開きください。

ここでは、事故の対応についての定め等がずうっと書いてございますが、こういった事故報告というのは、やはり子供の安全に係ることになりますので、こういった部分について、しっかりと市とか行政に対する報告という義務を、こういった条例の中に位置づけをするというところでございます。特に幼稚園等は許認可が県のほうになっておりますので、これがもし施設型給付の幼稚園に入ってれば、市のほうへの報告等も発生してくるというところでございます。そういった意味では、市が報告を受けたりとか、何らかの指導的役割をこういったところで持っていくというところでございます。

それでは次に、議案質疑の中でもちょっとお答えいたします特別とか、特定、特例ということについて整理をしたもので説明をしたいと思っております。

86ページの第3章をごらんください。あわせて資料1の地域型給付の枠組みのところをちょっと御説明していきます。

ここでは、特定地域型保育事業と書いてあります。これが先ほど言いました地域型保育給付というものの意味合いのものになってまいります。この中では、小規模の5つの保育事業について定義をしていますということです。ここにつきましては、認可外保育所、それから名古屋市で今特にふえている保育ママといたしまして、3人とか5人の定員を定めた小さな保育事業所、こういったものを定めているわけなんですけど、こういった事業につきま

しては、この条例と、それから後ほど御説明いたします第64条の条例で、各基準を満たしていけば公的助成が受けられるようになるというものでございます。預かる人数というのは小さなものになっておりますけど、保育の量及び質を上げるという仕組みになっております。

内容的には、利用定員以外では、この第3章というのはほぼ第2章と同じような書きぶりとなっておりますが、特に一番いろいろ準用していますのは91ページ、第50条で準用とありますが、この中で8条から14条、それから17条から19条、23条から33条というようなふうに準用しているところが多くこの条例の中には入っております。

それでは、委員会資料の裏面をごらんください。資料がちょっと行き来して申しわけないですけど、条文の37条ですので、86ページにお戻りいただきまして、ここに上がってくる特定地域型保育事業の利用定員というものとかがどういったふうになっているのかというところを、この資料に基づいて御説明をしていきたいと思っております。

まず、特別・特定・特例と入り組んだ構成について、図解のところでも少し文言を説明していきたいと思っておりますので、お願いいたします。まず特別・特定・特例の行き来するところ、済みません、また委員会資料の表面をちょっと戻っていただいて、下段に1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもというふうにそれぞれありまして、右側のほうには、1号認定子どもという子は、幼稚園、認定こども園に行く子ですと。それから2号認定子どもについては、保育所や認定こども園に行く子です。3号認定というのは、未満児ですので、保育所とか認定こども園とか小規模保育に行きますよというふうに認定をしていくわけなんですけど、この特例というのは、この横軸からはみ出したところに行く場合に特例というような扱いになってくるというふうに全体を御理解いただきたいと思います。

それでは、85ページの条文のほう、第35条、36条に出てきます特別利用保育と、それから特別利用教育の違いについて御説明をいたしますので、資料の裏面のほう、委員会資料1の裏面のほうをごらんいただきますと、四角の真ん中の点々の中に特別利用保育というものと、それから左矢印へ戻っている特別利用教育というところを書いてございますが、まずこの35条関係の特別利用保育というのは、幼稚園に通うべき3歳から5歳の園児が、2号認定の保育所に通園するケースのときに特別利用保育という言い方になります。逆に、保育園へ行く子が幼稚園に通う場合、これを特別利用教育という言い方になります。当然それぞれの子供に対して公定価格による給付費が出てまいりますので、この特別な動きをする子に対する給付を特例施設型給付費という言い方になります。これは施設型というのは、施設型給付の枠組みの中にある特例だということで、特例施設型給付費という言い方になるというところでございます。

続きまして、議案書の91ページをごらんください。

ここでは、第3節の特例地域型保育給付費というものと、51条の特別利用地域型保育、それから特定利用地域型保育とあります。下の段の楕円形の点々の円の中の表現になりますが、ちょっと資料のほう、済みません、間違えまして、楕円の斜めの円の中の特定利用地域型教育とありますが、両方とも「教育」というのが「保育」というふうに修正をお願いいたしま

す。

こちらでは、まず特別利用地域型保育というのを御説明いたします。特別利用地域型保育は楕円の下側にありますが、これは幼稚園に通うべき3歳から5歳の子供が、小規模保育所に通う場合というのを特別利用地域型保育といいます。続きまして、特定利用地域型保育というのは、今度上の保育所のところから矢印がおりていきますが、3歳から5歳が通うべき保育所に通うべき園児が、本来ですとゼロ歳、1歳、2歳の小規模保育のところに3歳以上の子が通園するというようなことで、これを特定利用地域型保育という言い方になります。先ほど申し上げましたとおり、この地域型保育給付の枠組みから飛び出している人を受け入れるというようなことになってまいりますので、この2つの特別な利用に関する給付のことを特例地域型保育給付という表現になっております。

91ページ以降、附則が幾つかございますが、この附則につきましては、現行の私立保育園に関する特例とか、新たな施設型給付費に移行する幼稚園の給付に関して、県単位でばらつきがあるということで、その経過措置が第2条で定めてございます。

あと、93ページの裏側のほうには、それぞれの施設の利用定員に関してとか連携施設、すぐには準備が調わないというようなものについて経過措置として定めてございます。資料があっち行ったりこっち行ったりということで少しわかりにくい形になっておりますが、委員会資料の今まで御説明してきました施設型給付と地域型保育給付という、それぞれの中にある施設をそれぞれ定義づけしているというのがこの条例の骨子でございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第63号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 中の条文についてお尋ねをします。

第19条、支給認定保護者に関する市町村への通知ということで、不正をした場合は遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。こういった場合に、その子供の保育とかはどうなるのでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） まだこういった状況、この新しい条例に基づくものがどういった状況になるのかというところが経験がないという中で、現行の保育園等の預かりといったところで考えてまいりますと、当然保育できる、家で誰か保育できる状態なのに保育園、いわゆる2号認定、3号認定に、もし何らかの虚偽によって通園させているというような状況であれば、これについては幼稚園等への通園についてお勧めする。ここで即退園とか、そういったことにはなりませんけど、当然御当人と協議しながら、退園していただいて、幼稚園等に移っていただくこととなります。

なぜこういった条文があるかといいますと、要するに国から1号認定の子供に対する国の給付費は幾ら、2号認定の子は幾らと決まって入ってくるものですから、ここが本来払わなくてもいい額を払ってしまうという形になってまいりますので、こういった部分でしっかり通知をして、それに対して対応していくというようなことになるのかなというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 今までの幼稚園とか保育園に関する条例とかあった中では、こういう

ことは今まではなくて、新しい制度のために認定が非常に細かく分かれていると。そういうために、この条文が給付費の関係で出てきているということですか。

○子ども課長（高井美樹君） そのとおりです。

○委員（富田牧子君） 済みません、第33条です。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業会計をその他の事業会計と区分しなければならぬと、こういうことについて書いてあるわけですが、これについては、株式会社とかそういうところの参入も考えてこのような条文ができているわけですか。

○子ども課長（高井美樹君） この条文自体は、国の内閣府の省令に基づいてでき上がっているものでして、全ての条文の中身の根拠づけというのが、解説本等がない中で我々が判断をして、それを条例の中で我々が把握しているというところでございますので、これは株式会社があるからとか、そういったこともあるかもしれないですけど、やはり先ほど申し上げました、国からの給付費が認定区分によってそれぞれ変わってくるという中で、きちっと今以上にわかりやすくするという意味合いの中で、多分給付費の分とその他の部分としっかりと分けてやってくださいねという表現だというふうに捉えております。以上です。

○委員（富田牧子君） ということは、将来にわたってそういうところが参入してくるかもしれないということは想定を、幾ら国からこの条文ですよというひな形が来ても、一つ一つについては、もちろんここに出す以上は検討してきたと思うんですけど、その検討の中でそういったこともあったのか、そういう会社参入を認めるという意味合いにとっても、私がそういうふうにとってもいいですよ、これがあるということは。

○子ども課長（高井美樹君） この条文から、株式会社の参入があるどうのこうのというのは判断できません。

○委員（富田牧子君） それから、88ページのところで運営に関する基準のところ、代替保育の問題と、連携する障がい者入所施設のことを書いてあるわけですけど、これについては、代替保育を提供するということですが、具体的にはどのようなことを想定して、どこに代替保育を提供させようとしているのかということをお伺いします。

○子ども課長（高井美樹君） これはまず、代替施設、いわゆる連携施設を必要としますのは、先ほど申し上げました地域型保育の中にある小規模の保育所ですね。要するに、19人までとか10人までとか5人までの小さな保育所について連携施設が必要だよというものです。

そのために、もし5人の小さな保育所の中で、保育士さんが2人というような状況でやっているときに、先生が何らかの病気で仕事につけないといった状況のときに、子供を預かることができないので、そういった場合は連携施設にその子を一時的に、その先生が復帰できるまでのどれだけかの間、預かるというような趣旨のものでございます。

あとは、障がい児等については、それぞれ専門のところで預かれるように連携をしっかりとっていきましょう。いわゆる働いている人の子供を預かっているという意味で、事業所の都合によって、あしたから急に預かれないということがないようにという仕組みをこの中で連携施設という形でとっているというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） それは現実には可能なんですか。こんなことが書いてあるけど。

○子ども課長（高井美樹君） 条例に書いてあるので、やらないと許可できないですが、先ほど申しあげましたとおり経過措置が設けてございます。

○委員（富田牧子君） どのような経過措置ですか。

○子ども課長（高井美樹君） 93ページの第5条に、連携施設に関する経過措置というものがございまして、施行日から試算して5年間を経過するまでの間に連携施設を確保するということになっております。

○委員（富田牧子君） そうすると、その5年間の間は確保できていなくても、例えば先生が病気で休んでも、代替保育とかそういうことは子供たちに対してはやってもらえないということですよ。

○子ども課長（高井美樹君） もちろんこれは経過措置でございますので、条文としてはそういう形になっています。どちらかという、これは現行施設があつて、その人たちがこういった給付型のほうに移っていきたいという場合に、ある程度今までも運営をされている中でやってこられた方がそういったケースを見て、経過措置をとっているものでございますので、可児市でいいますと認可外保育所の方が給付を受けたいということで移ってこられて、たまさかそういった状況に陥ってしまったケースということになります。

当然経過措置ですので、そのとおりですと申し上げることになるんですけど、そうは言っていない、先ほど申し上げた状況になってまいりますので、こういったときに果たすのが、国のほうの説明会では、公立保育所がある意味そこで何らかの受け入れ、受け皿にならざるを得ないですねという説明がございました。

○委員（富田牧子君） ちょっとお聞きしますが、それは現在の可児市立保育園において可能ですか。

○子ども課長（高井美樹君） 定員というよりは、非常に現場としてはいっぱいいっぱいの中でやっておりますが、これはそれほど長い時間、1年とかそんな期間ではなくて、1週間とか、そういった本当に特別な事情の場合ということ想定しております。もしそれが1カ月とか長期にわたれば、当然その事業者には代替の保育士なりの確保とか、そういったものを求めるということになってまいりますので、あくまでも短期間ということ想定しております。

○委員（富田牧子君） その場合の給付はどういうふうになるんですかね。市立保育園で預かったとしたら。

○子ども課長（高井美樹君） その部分については、まだ給付に対する手続を始めていませんが、毎月毎月当初月にいる子供の人数で給付費というのが算定されることになってまいりますので、その当初月の人数の形で施設分の給付というのが変わってくるというふうに考えられます。

○委員（富田牧子君） それから、上乘せ徴収という話があるんですけども、実際に払う分以外に。余り条文が長いので、何条のどこにあつて、どのようなことができると書いてある

のか教えてください。

○**こども課長（高井美樹君）** ちょっとすぐに、一生懸命勉強してきましたけど、何条のどこにあると言われますと、全体で52条あるので、済みません。施設型と地域型、両方出てまいりますので、地域型のほうが今すぐにあれなんですけど、まずは80ページの13条の第3項のところに、基準額との差で出てくる部分の設定については、こういったものを受けることができますよという条文が書いてあります。

あと、その下の13条の第4項、ここに例えば(2)の特定教育・保育等に係る行事への参加費だとか、それから、主に第4項にある(1)から(5)にある分が、保育料以外に上乗せして取れると、保育料以外の部分というのはここになると。

89ページの43条の第3項、第4項の部分というふうに考えています。

○**委員（富田牧子君）** そうすると、今までよりも、保育料のほかにもこういうものが取れるというふうに書いてありますので、実際には今まで払っていたよりも高くなるということですか。

○**こども課長（高井美樹君）** 保育園につきましては、現行とそれほど変わりはないというふうに理解しております。保育料プラス主食費というやつですね。あと、それに私立の保育園ですと既にPTA会費とか、公立でもPTA会費だとか、そういった分をいただいておりますので、今とそんなに変わりません。

問題は幼稚園です。幼稚園は、こちらの委員会資料1のほうをごらんいただきますと、枠組みの外に縦書きで私立幼稚園と。これはずうっと委員会でも御説明してきたとおり、私立幼稚園については、現行の私学助成を受けた補助の中でやっていかれる場合は、新しい制度の枠組みの中には入らないということです。

ところが、こちらの施設型給付のほうに入ってきますと、国が定める基準に基づいて市が定めた保育料ですね。いわゆる所得に応じた負担額を親からもらい、国から入ってくる基準による保育費の補助金をもらって運営するというようになってきますが、それが先ほど申し上げました私学助成金が県によっていろいろばらつきがあるけれども、国が定める公定価格、一人頭の子供の保育に係る補助金の額は一定になっていますので、そのばらつきをどうするかというのが附則の中にずらっと書いてあるわけなんですけど、どうしても私立幼稚園の場合は、当然今まで1万7,000円なりの保育料をもらっていたものが、所得に応じて変わってきますので、まず直接入ってくる保育料自体に変化が生じてくるということ。それから、国から入ってくる補助金が一定価格なので、もしかすると今までよりも実入りが少なくなるケースがあったり、あとは本来幼稚園の中でより上積みでやりたいという、例えば英語だとか、体育指導とか、そういった部分について、別途必要なものを上乗せするだとか、そういったものについては考えられます。

ただ、これが一概に高くなるかどうかというのは、所得に応じたものになるので、人によって変わってくるものですから、定額の幼稚園から施設型の幼稚園に変わってくると、なかなかその辺の比較は難しいかなというふうに考えます。以上です。

○委員（富田牧子君） ちょっとついでにわからないので教えてほしいんですけど、その幼稚園が施設型給付に移ったとすると、今までもらっていた就園奨励費というのがありましたよね。あれの対象にはその園はならないんですか。

○こども課長（高井美樹君） 就園奨励費というのは、あくまでも現行制度のまま残った場合にのみ、単年度の予算の中で就園奨励費補助というものが国から出てくるものです。なので、国が言ってみえるのは、国の文部科学省系の就園奨励費の国庫補助というのは単年度なので、その年、それからそれぞれの県によってばらつきがありますと。でも、施設型給付に来ると、消費税は伸びましたけど、消費税アップによる恒久財源を保育の資質と量と向上するために使いますということなので、安定した財源がこちらにはありますよ。なので、私立幼稚園はこちらの枠組みのほうに、できれば認定こども園に移ってほしいということをよく新聞等で報道されているということでございます。以上です。

○委員（富田牧子君） 小規模のB型、C型についてお伺いするわけですけど、これは次のときのということ、子ども・子育て支援事業計画ですが、この60ページを見ますと、質の高い幼児期の教育・保育についてということ、質の高いということをおっしゃられるわけですけども、B型、C型になったら保育士の人数というのは半分とか、なくてもいいよとか、そういうことになって、家庭的保育は私はちょっと別だと思んですけど、本当にそれが質の高い保育になるのか、どう思っているのか。このB型、C型も認めてここに入れていくということについてお伺いしたいと思います。

○こども課長（高井美樹君） この件は、できれば議案第64号のほうで御説明をさせていただいたほうがいいのかと思うんですが、委員会資料の2にございますので、そちらのほうでの回答を、ここで回答してもよろしいでしょうか。

○委員（富田牧子君） 議案第63号にBとCの話も載っているから言っているわけで、議案第64号だけに出てくるわけじゃありません。

○こども課長（高井美樹君） では、申し上げます。

議案第63号には書いていない部分ではございますが、議案第63号、B型、C型というのは、必ずしも保育士資格を持った人の配置というのを決めておりません。そういった中で、質が高いか低いかというところを議案の質疑でもお答えしたところでございますけど、今、国のほうから出ています資料によりますと、こういったところにかかわる方の研修カリキュラムというのは、全国統一的なカリキュラムの中でやっつけよう。そのカリキュラムを相当な時間数、それから保育実習等が義務づけられた上での修了ということになるので、これがその保育士じゃないとどうしてもだめだという観点ということではないと考えます。

○委員（富田牧子君） とりあえずB、Cについてどう考えているのかということ、86ページにはちゃんとB型、C型という名前も出てきておりますので、議案第63号でも当然聞けることだと思って私は聞きました。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） 国の条例案をそっくりそのまま可児市に移してできたような議案第63号で、本当に長くて、何かが書いてあることやらさっぱりという感じです。

随所に、法の何条とか書いてあるんだけど、その法自体が示されてないのでわからない。こんな条例は私はつくるべきではないと思います。本当に可児市に合った、きちっとした条例をつくるべきだというふうに思うということをまず述べて、子ども・子育て支援法は、国が進める社会保障教育制度改悪の一つとしてつくられたものです。先ほどいろいろ説明を聞いても、もとの制度でどこが悪いのというふうに私は聞きました。ただただややこしいだけ、給付がどうのこうの、特別がどうのこうの、特例がどうのこうの、特定がどうのこうの、失礼だけど、説明している人もなかなか大変だというふうな条例で、本当に何なんでしょうかというふうに思います。

多様な施設、多様な事業がふえて、施設の種類ごとに異なる基準があつて、そうすると当然子供の保育には格差が生じます。保育環境の悪化を招く可能性もあるということで、私はこの条例には反対をいたします。

○委員長（野呂和久君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第63号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第63号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第64号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） 引き続きお願いいたします。

そうしましたら、資料番号4番、議案説明書5ページ、議案第64号のところをごらんください。

制定趣旨でございます。

子ども・子育て支援新制度の実施による児童福祉法の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準を参酌して、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

そうしましたら、戻りまして資料番号1、会議案の94ページ、それから先ほどお配りしました2枚目の委員会資料2、地域型保育事業の認可基準という縦のもので順次説明をしてみたいと思います。

この条例は、まず資料2のほうをごらんいただきますと、縦にA、B、Cも含めまして、6つの事業に関して、その運営の基準を定めていこうというものでございます。主な事業者の対象というのは、ゼロ歳から2歳の、一般的に言う未満児さんを19人まで預かるという小規模を中心とした事業となります。

それでは、議案書の94ページの目次をごらんください。

第1章は、総則ということです。これは、国が定める保育所の保育指針をもとに、いろいろなところを条文として21条までずらっと書いてございます。あとは6つの事業で共通事項となる部分というのも21条、第1章の中にあります。議案質疑の中でもありましたけど、この条文の中でポイントとなる2点について、少し御説明をしていきたいと思っております。

95ページ、第6条をごらんください。

先ほど連携施設というところのお話をいたしました。これが第6条の保育所等との連携というところでして、この小さな小規模保育、19人以下の保育所が連携をしようとしているのが一番下にあります、保育所、幼稚園、または認定こども園を適切に確保しようということをおっしゃっております。これはどうしてかといいますと、先ほど御質問もありましたけど、まず1点は、緊急性のときに、少人数ゆえのいろいろな問題が出てまいりますので、そういったことに対応できるような連携のために連携施設を確保しなさいというのが1つと、もう一つは、未満児を対象としていますので、2歳までは何とかこの小規模で扱ってもらえたと。3歳になったらどこに行くのという話になってしまいますので、こういったときにある程度優先的に入れる連携、3歳以上の1号認定、2号認定といった保育所・幼稚園へのそういった連携性を持って、そういった少人数の子たちが確実に3歳児、我々専門用語では3歳児のことを「以上児」と言いますが、そういった子たちが保育してもらえる場を確保するというので、ここでは第6条において保育所との連携施設というところを定義づけております。

それから、続きまして97ページ、第15条以下です。食事の提供の部分でございます。この食事の提供につきましては、保育所は基本的には自園での調理ということになっておりますが、16条において、特例で給食搬入できる施設というのを定めております。この給食搬入できる施設というのは、98ページの第2項(1)連携施設と、(2)当該家庭的保育事業者等と同一の関連法人がしている事業所ですね。保育事業所だとか、社会福祉施設だとか、医療機関といったところで作られている給食であれば搬入はできますよという特例になっています。ただし、何でも搬入してくれればいいというのではなく、搬入した後の保存だとか温めとか、そういったものをするための調理設備というのは設置基準の中に必要ということで求めております。

続きまして、99ページ以降を説明してまいります。この6つについては、資料2の縦書きのこちらを中心に御説明いたします。

99ページ、第2章、家庭的保育事業について御説明をいたします。

資料のほうを見ますと、中ほどにちょっと順番が違いますが、家庭的保育事業ということで、まず定員は5人までということになっております。預かる子供は、ゼロ歳から2歳

ということです。預かれるのは家庭的保育者です。1人につき子供さん3人までということが定義づけられております。あとは、保育士等については、保育所の一般的な基準と同じ1人頭3.3平米というようなふうにしております。この家庭的保育という部分につきましては、先ほど御質問があった議案第63号にありました関連の流れになります。

ここでは、資格のところは家庭的保育者という資格者ならここで従事できますよというふうになっております。この資格につきましては、もう既に国のほうである資格でございます。これを名古屋市など都市部では、待機児童対策ということで、ここ数年たくさん取り入れてやってきています。これを国全体の制度に改めて位置づけようというものが、この家庭的保育事業というものでございます。ここでは5人子供を預かれるんですけど、最大、じゃあそこで勤務をする人は何人要るかというのが、1足す1の2人というふうに書いてあります。下に書いてあるとおり、家庭的保育補助者という人を置けば5人まで見られますよというものです。家庭的保育者並びに家庭的保育補助者の資格は、今回国が改めて出しています子育て支援員という、まだ仮称になってはいますが、制度の中に位置づけていまして、全国統一のカリキュラムを受けて、それを修了して、その人を認証するというところでございます。具体的なものは、まだ最終は出てきておりませんが、簡単に御説明申し上げます。国のほうの概要資料を見て御説明いたします。

家庭的保育者というものは、受けるために必要な講義というのが、基礎研修と認定研修というものに区分がされています。基礎研修というものについては、大体21時間の講義というふうになっていまして、家庭的保育者になるには、当然、現行資格を持っている保育士もこの21時間を受けないと家庭的保育者にはなれません。大きな保育園で何人かの先生の中の1人であるのと、全責任を持って1人ないしは2人でやるというものでは意味合いも違ってくるという意味では、この基礎研修というのを現行の資格者であっても取得するということ。さらに、実習がまずは基礎研修で2日ほどが義務づけられるというふうになっています。さらに、この基礎研修にあわせて、上乘せ研修ということで40時間以上の講義と約1カ月の保育実習というのが、今のところ概要資料の中では示されてきております。

この部分については、国のほうが統一的なカリキュラムでやるということになっております。市町村で実施するというところではありますけど、今この部分については、なかなか市単位でこれだけのカリキュラムの専門知識のある大学の先生等をお願いしてやっていくということがやり得るだろうかとということもありまして、今、県のほうで全体的に取りまとめさせていただいてやれないかということで、各市町村からお願いをしているというところではあります。

家庭的保育者の補助者につきましては、先ほど申し上げた21時間程度の講義と実習2日間というものを修了するということになっております。ここの部分については、子育て経験を生かして働く女性の活躍の場として、国の成長戦略にも位置づけられている子育て支援員というものの活用については、保育士不足の対策というものはもとより、多くの大人がかかわり、地域で子供を育てるという社会を目指していこうという転換点の重要な施策の一つでは

ないかなあというふうに考えております。

では、次100ページから103ページ、小規模保育事業がございます。これも資料2のほうを中心に御説明をしてみたいと思います。

まず一番上の3行目にA型、B型、C型と書いてありますが、簡単にここでイメージが書いてあります。A型は、保育所の分園です。いわゆるミニ保育的なものだというふうに思っただけであれば結構です。基準は全て保育所と一緒に。B型は、これから言うC型の中間ということなので、C型を御説明しますと、C型というのが今説明いたしました家庭的保育者、家庭的な保育、グループ型小規模保育というようなものになっております。B型はそのA型とC型の真ん中ぐらいというようなものであるというふうにイメージをしていただきたいと思います。

表をごらんいただきますと、A型・B型については、定員が6人から19人というふうでございます。ちょっと手書きで申しわけないですけど、A型・B型に6から19と書いてあるのが定員でございます。C型は、6人から10人というふうになっております。右側に先ほど申し上げましたとおり、この定員19人、19人、10人をもし最大で受け入れようとしたときに、それに関する職員の数がどれぐらいかなあと書いてあるのが、上から5人、5人、4人と書いてある数字になっております。

まずA型のほうを説明いたしますと、この5人については、全て保育士資格者が必要になってまいります。B型につきましては、2分の1以上が保育士ということになりますので、例えば19人最大受け入れをしようと思えば、保育士が3人、それから保育士以外の方を2人ということになります。この2人については、先ほども説明しました家庭的保育補助者ですね。こういった研修を受けた補助者でも、保育士と一緒に保育が19人までできますよというふうになっております。それから、C型は10人までです。ここには4人ですね。2人は家庭的保育者、先ほど言いました基礎研修を合わせると60時間以上の講義と1カ月以上の研修を受けた方、もしくは資格者の方が基礎研修を受けた方ですね。こういったものに基づいて、この人たちが2人、それから補助者の方が2人で、4人で10人受け入れが可能になるのかなあというような試算をしてみました。

これがA型、B型、C型というところでございます。

続きまして103ページ、今出ておりますが、小規模のA型、B型、C型がずらっと条文の中に定義してありまして、103ページ下段です。第4章、居宅訪問型保育事業というものです。資料2では一番下のところでございます。

対象はゼロ歳から2歳で、1人に対して1人を保育するという仕組みでございます。これも現行既にベビーシッターだとか、そういったもので協会のベビーシッターの認定だとか、そういったものがありますけど、これをさらに確たるものにするということで、居宅訪問型というものを設けております。これについては、障がいを持つお子さんだとか、病気を持たないかなか通園できないお子さんだとか、夜間の仕事のために昼間なかなか子供の面倒を見られないという子について、家庭的保育者がその居宅に出向いて1対1で保育するというも

のでございます。

最後に、事業所内保育事業です。委員会資料の2では、今の上側にあります。議案書では104ページというところになっていますが、ここにつきましては、資料を見ていただきますと、事業所内保育については、定員20人以上は保育所の基準と同様ということで、条例の中では、保育所型事業所内保育事業というふうに位置づけをしております。19人以下につきましては、小規模型事業所内保育事業ということで位置づけをしております。20人以上については、保育園と同じ保育士資格が必要となりますが、最低2人以上を配置しなきゃいけないですよというふうにしております。19人以下の小規模型につきましては、先ほど説明しました上側の小規模のA型・B型の基準とほぼ同等ということになりますけど、1点大きな違いがございます。そもそも一般企業の従業員を預かるための施設というところにこういった国費を、公的助成が何でできるんだろうかという疑問が湧くわけなんですけど、これについては、まず未満児を中心とした事業所内保育というのが、全国的、特に都市部とかそういったところに相当数あるということ。それから、今後働く女性を確保するために、こういった事業所保育のニーズというのは相当あるのではないかという考えに基づいていると思われまして、そこで、従業員の子供さんであれ、地域の子供さんであれ、しっかり預かるということで、こういった事業所内保育事業についても公的な助成をしていこうというものであり、それによって保育の量をふやしていこうというものかなあと思います。

ただし、1つだけ、この事業所内保育には条件があります。それは、従業員以外の子供さんを預かる枠を設定しなければならないというものでございます。議案書の104ページ下段から105ページ上段の表をごらんください。ここにあるのが、事業所内保育をやる場合には、左側の利用定員と右側にその他の乳児を、いわゆる地域枠と我々言っていますけど、この定員をこの中に設けなければいけないということになっていますので、例えば20人以下のところですと、5人は地域枠の人を引き受けなきゃいけないということになってくるということでございます。これによって公的な助成をしていこうというものであります。事業所内保育というのは、ちょっとこの中でも少し意味合いが変わってきますけど、地域の子供をしっかり預かる施設だという定義づけがここの中でされるのかなあと考えています。

この今回の条文によって、今まで補助対象であったいわゆる認可外保育所等が、今回定める基準を満たすことによって財政的な支援が受けられるということが可能になってきます。また新たに、こういった小規模ながらの保育事業に取り組みたい、そういった子育ての一生懸命やってきた方のNPO団体だとか、そういったところが新たにやりたいというときにも、こういった公的助成制度というのは大きな呼び水になるかもしれないと思っています。しかし、今回ここでその基準を国の省令に基づいて定めておりますので、しっかりその基準を判断して、市としてこれらの小規模保育についての認可を行っていくということが一番大切なあというふうに考えております。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第64号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 家庭的保育事業についてお伺いしますけれども、従来保育ママさんと

呼ばれるようなものが、実際には可児市では需要がなかったと思うけど、ありましたよね。そこら辺とどこら辺が違うのか、もうちょっと説明してください。

○**こども課長（高井美樹君）** 名古屋がやっているような保育ママ制度というやつが一番わかりやすいんですけど、家庭的保育者の、先ほど言っているような講義の時間が今回定める基礎研修よりも短い講義で資格を取得できて、名古屋市あたりですと、私が調べたところでは、大体名古屋で20カ所ぐらいですね。3人型とか5人型ということで、市が補助をしてこの運営を待機児童対策ということで取り組んできておられます。都会だともっと、同じような数であるのかなというふうに思いますが、まず今回定める家庭的保育者、家庭的保育補助者よりも少し軽いカリキュラムで保育ママという認証ができてやれていてという意味では、よりしっかりとした方をこういった保育の部分で預かりをできるようにするというところが一つ大きな違いかなというふうに思います。

岐阜県では、ちょっとこの保育ママというのは全くないものですから、名古屋市あたりしか私も勉強ができなかったんですけど、それなりのニーズの中で預けてみえる、やってみえるのかなあというところを感じております。

○**委員（富田牧子君）** 家庭的保育の事業に携わるようになると、女性も活躍する場があっていいんじゃないかと、さっきそんなことを言われたけど、本当にどれぐらいの給料になりますか、こういうのになると。保育ママになるとこれぐらいふえますよとか、そういうのわからないですか。

○**こども課長（高井美樹君）** 済みません、直接、まずは名古屋の保育ママの皆さんがどれぐらいの報酬というか給料でやってみえるか確認はしていないので、それぞれの事業所でやられることかと思いますが、ただ今回、国の制度でこういった公的助成が出てくるということになりますので、それなりの保育士の一人頭の単価計算がされて、子供1人当たりの金額が出てまいりますので、とてもそんなアルバイトのような責任の中でやるのではなくて、ちゃんとした社会福祉法人の保育士まではいかないにしても、ある程度の保育単価を受け取るという意味では、それなりの報酬があってしかるべきだというふうに考えております。

当然、総則の中でも、その辺の運営等にも市が確認をするという部分もございますので、その中で余りにも低過ぎるどうのこうのとか、そういったことが保育単価の中で出てくる額で見合わないとか、そういった話をきっとすることになるのかなあというふうに思いますけど、幾らかと言われると、済みません、今の時点ではちょっと、何ともその方の経験だとか、年齢だとか、それぞれやっぱりあるのかなと。ただ、アップー、下限についてはやっぱり額は定められないにしても、これぐらいはないと大事なお子さんを預かる仕事としてはあるんじゃないかというのはあるのかなというふうには思います。

○**委員（富田牧子君）** そういったところで、保育士不足の原因は何だと思いますか。

○**こども課長（高井美樹君）** 国の役人も苦慮している話なので、私もあくまでも肌で感じる部分ですけど、まず保育士を取る資格の学校というのはそれなりにあります。公立保育園に受かった保育士の話を聞きますと、クラスの半分ぐらいしか保育士にならないそうですね。

あとの子は一般の企業に就職をしていくというようなことを言っていました。それからすると、学校を卒業している人数の割には、保育士になっている子が少ないのかなと。これは保育実習というのが、一般的には48時間が2回、大体2週間の保育実習の中で、私はちょっとやっぱり合わないのかなあとか、そうやって保育士の学校は出るけれど、そういった職場等は選択しないということもあるかもしれないですね。

まずは入り口のところがもう少ししっかりしなきゃいけないというのと、あと、やはり子育てが終わった後の仕事の復帰の仕方で、昔は勤めていたけど、一般の会社で勤めているだとか、パートで働いていたとか、そういった方が臨時職員で来ていただいている方の話を聞いていますと、なかなか育児で5年、6年、現場から離れると、やっぱり戻ることが不安だということをおっしゃっています。そういったことも含めて、保育士が足りないというふうなんですけど、一番はやはりゼロ歳から2歳の未満児を預けて働く女性なり、家庭がふえたこと。よって、子供の数は減ってきてても、保育のニーズはふえているのに、今の保育士の数がついていけないのが一番の理由ではないかというふうに考えます。

なので、今、国がやっているのは確保対策ということで、この前の予算決算で御説明しましたとおり、補助金でお金を入れて少しでも給料を上げ、金銭的に少しでも魅力があるようにして、一遍退職した方も登録制度等をつくったり、県のほうでそういった窓口をつくっていただいて、可児市の方でこういう方がいますとか、そういったいろいろな手だてを今やっているところです。以上です。

○委員（富田牧子君） 私はやっぱり待遇が悪いということが一番だと思うんですね。市の保育園だって、半分は臨時職員になっている、正職員にはなれない、給料も安いという、そのことが今現実にあって保育士が不足しているということの中で、こんなようにB型、C型とか、家庭的保育も聞けばやっぱりちょっとというふうに思いましたんで、こういう保育の内容、質を下げ、資格者もそういう資格者じゃなくて、講習したらいいという、こういう国の考え方というのは本当におかしいと思うんですけど、どうでしょうか。

こんなことをわざわざ、B型、C型、家庭的保育所、事業内保育所は別にしまして、わざわざ条例で定めてつくらなきゃいけない必要性が可児市にはありますか。

○こども課長（高井美樹君） 子ども・子育て支援法において、あと省令に基づいて条例をつくれということなので、これは条例はつくる必要があります。あと国が従うべき基準として示しているものについては、やはり法律に基づいた基準に基づいてこれを明文化していく必要性があります。

ただ、今の保育ニーズの量からすると、またこれは昼から御説明いたしますけど、可児市もいわゆる待機児童ですね、本当に薄い氷の上を歩いているぐらいの状況です。そういった意味では、繰り返しになりますけど、子育て経験をされた女性の活躍の場として、しっかりと講習・講義を受けて、大事なお子さんを預かる仕事をやっていただくと。そういったステータス、それなりの報酬によって、何とか可児の子供たちをしっかりと預かる。働きたいお母さんにとって、しっかりとした預け場所があるというものを、環境をつくっていくとい

うのは、行政として重要な責務であるというふうに考えています。

○委員（富田牧子君） こんなややこしいものをつくらないで、市として保育園を1園ふやしてもらえば、それは解決する問題ではないですかね。

○こども課長（高井美樹君） これから、子供の数は減ってまいります。一番問題なのは、これも午後からの計画の中で御説明しようと思っている肝のところになりますけど、ゼロ歳から2歳のニーズが物すごくふえています。この部分についてどうするかというところなんです。これを公立でつくるのか、私立の幼稚園さんが認定こども園になってゼロ歳から2歳を預かっていただくのかとか、いろいろな手だてを考えますけど、当然一つのメニューの中にはこういったものもあって、いろいろなニーズに対応できるものをこうやって用意していくということは必要だというふうに考えます。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） この議案第64号ですけど、小規模保育所、それから家庭的保育事業、それから事業所内保育所、居宅訪問型保育事業と詳しく条例で定めてありますけど、私はまず公の保育の責任ということを考えれば、こういったややこしい制度をつくるのではなくて、公できちっと新たに保育所を、特に未満児のための保育所をつくるということのほうが大事だと思います。

この小規模保育事業でB型、C型というのを認めていけば、また家庭的保育事業でそういう講習をした子育て支援員ということのを認めていけば、ますます保育士は集まらないと思いますし、保育士のいろいろ単価を切り下げていく、そういうことにもつながっていくというふうに考えますので、こういう制度はなくてもいいと思いますので、反対します。

○委員（酒井正司君） 今度の地域型保育事業というのは法改正の目玉になりまして、いわゆる女性の活躍する場の確保であり、待機児童の解消ということの目玉になるわけです。いろんな多様なシステムを提案して、その中で今のような目的を達成しようという動きだと思うんですね。

可児市も若い人を呼び込もうとしたときに、これを無視するなんてことはあり得ないと思います。そういう意味で、女性の立場の活躍の場の確保ということ、それが法的にしっかりと、研修の法制化であったり、そのシステムの質の向上を確保しようという動きがあるわけですので、保育士の対応も一つの問題ではありますけれども、それを少なくとも現実的には補わざるを得ないだろうという現実をしっかりと見据えたときに、こういう新しいといますか、あるべき姿の一つではないかというふうに思いますので、この案には賛成をいたします。

○委員長（野呂和久君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第64号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第64号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時57分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第65号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子ども課長（高井美樹君） 午前に引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、まず説明書の6ページをお開きください。

制定趣旨でございます。

子ども・子育て支援新制度の実施による児童福祉法の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準を参酌等して、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

それでは、資料番号1、会議案の110ページをお開きください。

条文に入ります前に、この条例の放課後児童健全育成事業という表記についてでございます。この表記につきましては、一般的には放課後児童クラブと言われるものでございますので、表題としては放課後児童健全育成事業というふうにありますますが、そのように御理解いただきたいと思っております。この表記につきましては、従前から国の補助金等の事業名がそのまま省令にも使用されておりますので、この条例も放課後児童健全育成事業ということにしております。

それでは、この条文のほう110ページ、まず3条と4条をごらんください。

この条例の対象となりますのは、NPOとか民間の事業者がこの放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブを実施する際に、ここの条例で定める基準を満たして、さらに向上するようにしていこうというものでございます。なので、市がこの条例によって事業者に対して指導等、何らかの指導的役割を果たしていくというものでございます。

なぜこういった条例をつくるのかというところでございますが、これは保護者の、働いていて子供を預けたいといったニーズに乗じて、民間の事業者が余りよろしくないような環境

で児童を預かるというようなことがあってはなりません。そんなようなことから、こういった事業をやりたいという事業者に対して、行政として何らかのアクションをとっていけると。そんなようなことで、本市の児童が安全・安心の環境で放課後の時間を過ごしていくというように、公共も民間も同じような思いを持ってやっていこうという条例でございます。

そのために、111ページの6条では、非常時にどういった対策をとるのかとか、7条には一般的な要件とかありますが、あと9条のほうをごらんいただきますと、こちらに設備の基準が書いてあります。設備の基準といたしますと、児童1人について1.65平方メートルが必要ですよとか、そんなようなことが書いてあります。ただ小学生ですので、保育所のような細かな設備基準というふうにはなっておりません。

あと、ちょっと戻りまして、間の7条、8条、9条には、働かれる職員の一般的な要件、それから技能等の向上について定めをしております。あと、ずうっと職員のこと書いてありまして、112ページの第10条の第2項、第3項をごらんください。ここでもやはり放課後児童支援員という新しい支援員の名前が出てきております。先ほど家庭的保育者とか、家庭的保育補助者とか出てきましたが、この放課後児童支援員につきましても、国が進める、仮称ですけど、子育て支援員の制度の枠の中の一つとして位置づけられた新しい資格といたしますか、認証のものでございます。

この放課後児童支援員も国が定める統一カリキュラムをもとに、今度は県が行う研修を修了すると、放課後児童支援員の資格が与えられるというものでございます。こちらのほうは、国の概要の資料を見ますと、大体25時間程度の講義を受けるというようなふうになっております。保育ですと20時間ちょっとということでしたけど、ここは25時間ということで、現在このカリキュラムの概要が出てきておるところです。県のほうが主体で開催するというものになって、認証も県が出すという仕組みになっております。

第2項には、2人以上とするというふうに書いてございますが、この放課後児童クラブを開所する教室には、大小に関係なく2人以上の支援員の配置が必要ですよと書いてありますが、ただし書き以降、ここについては、1人が支援員の資格を持っていればいいよというただし書きで書いてございます。

それから、第3項ですね。1号からずらっと9号まで、この放課後支援員になれる研修を受ける該当者がずらっと書いてあります。保育士だとか社会福祉士だとか、結構上級の資格をお持ちの方も、この25時間の県の研修を修了しないと放課後児童支援員にはなれないという仕組みになっています。ただし、従前に必ず教員だとかそういう保育士を持っていなくても、(9)高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者というのは、この放課後支援員の講義を受けられるという該当になってまいりますので、ある意味では、子育て経験のある女性の皆さんにどんどんこういったものを受けていただいて、地域の小学生の子供のために、各小学校区内で一肌脱いでいただきたいなというふうに思っております。

次に第4項、おおむね40人以下とするということで、1教室当たりの定員を大体40人とす

るようにしてございます。これはほとんど小学校の教室の、学校の設置基準の人数掛ける40人というものを大体想定した数字だというふうに理解をしております。

続きまして113ページでは、運営規程、衛生管理とか運営規程、帳簿をつけるとか、秘密保持をすとか、そういったような運営していくにおいて注意すべき点がこの条例の中で定めてあります。

114ページの第18条、こちらに開所時間と日数というものを定めております。小学校において、小学校の授業のお休みの日は8時間、平日学校がある日は1日3時間以上といったものを要件にしております。それから、年間で250日以上開設するというものになっております。これをやらないと、民間の方がやりたいといっても、この基準を満たさないとだめですよという数字になります。ちなみに、今申し上げたこの開所時間と日数については、現行可児市がキッズクラブの運営で国と県の補助をいただいて運営していますが、その補助要綱にある基準と一緒にございます。

あと、第21条、下段になります。事故発生等の対応ということで、当然こういった条例ののっとなってやっていると、国の補助等も出てきますので、そういったあつてはならない事故等あれば、すぐに報告を受け、それに対して適切な対応をしていくという意味では、市もそこに何らかのアドバイスとか対応をしていくというようなものがあります。

この放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というものについては、冒頭で申し上げましたとおり、現行のキッズクラブではなく、民間でやられたい方に対して、この基準を満たしてやっていきたいと思いますというものを、行政として物が言えるというような効力を持ったものかなあというふうに思っております。5月の委員会で、子供の放課後の居場所というものについては、昨年度行ったニーズ調査の結果で保護者のニーズが右肩上がりになってきています。公営でも民営でも、地域の皆さんの力をおかりしながら児童の健全育成に寄与できると、そのために努力していくというのが、この条例を制定してやっていく意義になるのかなあというふうに考えております。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第65号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 今の説明で、これは放課後児童クラブというか、キッズクラブ関連のことだと言われたんですけど、この放課後児童健全育成事業の中には、例えば放課後子どもプランとかいうのもありますし、この支援計画の中にはそれについて言及しているところがありますよね。だから、これが児童クラブだけじゃなくて、そういう全般に子ども総合プランもやるような、この事業の中に含まれるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○こども課長（高井美樹君） 今、富田委員がおっしゃられましたのは、放課後児童クラブというのは厚生労働省系である補助メニューにある事業です。もう1つは、放課後子ども教室といいまして、文部科学省系で出てくる補助金があるんです。この2つを一体化して、地域の子供を育てていこうというのが放課後子ども総合プランになっていまして、あくまでも放課後子ども総合プランというのは、両省がやっている事業を結構別々でやっているの、一体化してやっていこうよというのをプランとして、各市町村考えてくださいねというものに

なりますので、あくまでも要請的なものを計画にするというものは、この条例には含まれないものかなあというふうに思っています。

それから、あと放課後子ども教室も文部科学省系の補助メニューではありますけど、その部分については条例までは定めていませんですし、条例設置まで求めてないですし、基本的な考え方は、例えばギターの得意な方が小学校区にいる子供に、受けたい子は40分なり、学校に放課後に来て受けて帰っていくというので、いわゆる保育の義務とか全くないんですね。なので、言い方は悪いですけど、勝手に来て勝手に帰っていくというものなので、そこに施設の設置基準だとか、そういったものは求めていないのかなあ。

ただし、放課後児童クラブはやはり保育をする、大事な子供さんを預かるという行為になりますので、この部分は設置の基準だとか職員の要件だとか、そういったものはしっかり決めて、それに対応した者がその事業をやれるという趣旨のもので、ほとんどは公設もしくは行政から委託を受けてやっているNPOだとか、そういう社会福祉法人がやっているわけなんですけど、今東京とか都会のほうへ行くと、本当に民間の放課後児童クラブというものが結構ふえています。預かってスイミングに連れて行って、そこから終わると塾に連れて行って、夕食まで出して、月に4万円から5万円要するというようなところもありますけど、そういったものについてもこういった条例の基準を満たしてやっていただければ、国・県の補助が市を経由して公的な補助が受けられるという仕組みはここでもできてくるということなんで、ある意味、公共だけで小学生の放課後の居場所づくりはなかなか難しいという部分を加味して、こういったものが省令ででき、それを各市町村が条例化して対応していくものになっているかというふうに思われます。以上です。

○委員（酒井正司君） 10条の3項の(9)高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業という表現に該当するようなケースって、可児市にございますか。どういう事業を言うんですかね。

○こども課長（高井美樹君） キッズクラブで2年間お勤めの方は問題がないので、あと類似というのが、例えば全く解説本とかないので想像の域になりますと、例えば児童福祉法に基づく児童センターあたりで小学生への対応とか、子供の対応をしているような人というのは、恐らくこの類似の中に入れてもいいのかなというふうに思われますが、この辺はちょっと、もう少しこの条例ができ上がって、全国的なところを聞きながら、県・国のアドバイスを受けないと、これだというのはちょっと今、申しわけありません、お答えできません。

○委員（富田牧子君） 同じく10条のところですけど、さっき説明していただいたかわかりませんが、ごめんなさい、聞き漏らしたので、補助員ですけど、支援員はこういう規定があった、補助員は別に何の規定もない、誰でもいいという、そういう意味でしょうか。

○こども課長（高井美樹君） この補助員については、特に資格要件はこの中では定めていませんので、今現状でも、特に可児市内でもキッズクラブにお勤めいただいている方は、教員や保育士の資格を持っている方もあれば、そうじゃない方もお見えの中で運営しています。できるだけ可児市としては資格を持っている方というのを思っていますけど、そういった意

味では、あくまでも放課後支援員とセットでいる場合の補助員ということですので、ここについてはそれも含めて要件は定めてありません。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第65号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第65号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第66号 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子ども課長（高井美樹君） 引き続きお願いいたします。

では、議案説明書の7ページをお開きください。

改正趣旨でございます。

子ども・子育て支援新制度の実施による可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い、改正するものであります。

それでは、議案書の116ページをお開きください。

こちらは条例の改正でございます。改正する理由は、先ほど申し上げましたとおり、可児市に条例をつくったことが一つ大きく要因しております。

まず第2条のほうです。改正前につきましては、設置において定員の数を満たさないクラブというのは開設をしないということにしております。資料の中に規則はつけてございませんが、規則のほうで10人という規則をつくっております。これは、基本的に規則を変えてしまえば、別にこの条例をさわる必要はないんですけど、やはり国のほうは、今回、小規模なところでもそういった保育のニーズに対応する必要があるということで、小規模な児童クラブについても補助等を出していこうというところでございますので、ここはやはり条例にわざわざこれを満たさないといけないということは書かずに、ここではあくまでも定員数は規則で定めるというふうにして、ちなみに規則のほうでは2人以上というようなことで、今、規則のほうも進めていきたいというふうを考えております。

それから指導員、第7条、今まで可児市のほうは保育士または教諭の資格を有する者、先ほど富田委員が要件はないのかとおっしゃられて、ちょっと済みません、訂正をすると、強いて言うと、保育に知識の経験を有する者ということになるのかなあとと思いますが、これを改正いたします。これは先ほど言いましたとおり、放課後児童支援員というのが必ず1名は必須ということになりますので、ここの先ほどの条例に規定するものの中で置くよということと、もう一つは、それによって補助員も可という部分をそのまま7条に入れたという形になっております。これによって今まで影響を受けていたのが、兼山地区が可児市の条例に基づくキッズクラブは未設置という状況でございましたので、今回の改正に伴って、兼山についてもキッズクラブを正式に立ち上げできるという状況が、この条例によってできてくるということでございます。

あと、先ほどの議案第65号とこのキッズクラブとの整合性の部分については、必要などころはこうやって入れ込んでいるんですけど、それ以外にこの条例につきましては、保育料だとか、それから入るべき基準だとか、入るときの手続だとか、そういったものもほかの条項で定めをしておりますので、より利用者さんにとって必要な部分がこの条例に書き込んであり、保育料も条例で定めをするということになっておりますので、議案第65号とは別で、このキッズクラブはそのまま残し、必要などころを改正するというものでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第66号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 議案第65号でいろいろな定めがありました。大体基準は、うちのキッズクラブは議案第65号のところを満たしているというふうに言われたんですけど、例えば可児市のキッズクラブの条例の中に設備の基準については盛り込んでいませんよね。今、いろんなキッズクラブで長期もできるようになって、大変入室が多くなって、このおおむね1.65平米以上という面積基準が本当にうちのほうでできているのか、そこをちょっと疑問に思っているところなんですけど、どうでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） まず可児市のキッズクラブについては、児童福祉法に基づいてやりますよということになりますので、ある程度児童福祉法の中に設置基準等に基づくものになっていると。人数が多いけど大丈夫かということにつきましては、まず長期の夏休みとかは、通常使っているところ以外に学校の特別教室ですね。例えば、プレハブの片方のあいっている部屋だとか、そういったものをお借りしておりますので、基本的にはこの1.65平米掛ける人数の面積を確保して対応してきております。

あとは、おおむね40人という、この中にも多少書いてありますので、40人以下じゃないとだめよとか、そういうことじゃないので、多少の上限はおおむねという中で対応できるのかなというふうに思っております。

あと、どちらかという、新しい専用教室ですね。例えば今渡北小学校だとか土田小学校ですね、そういったところは、本来40人掛ける1.65平米ぐらいの面積でいいんですけど、もうちょっと多目にとってあるので、人数的には60人とか入れるような施設になっております

ので、その辺の面積要件については当然その辺承知して、それに対応できるようなことで夏休みとかは別途部屋を借りてやったりするということで対応しています。

○委員（富田牧子君） 今回初めて議案第65号のところですけど、こういう放課後児童クラブが国のほうでちゃんと法的に規定されたんで、だから私は議案第65号がNPOとかそういうところだけの話ではなくて、やっぱり議案第66号にもかかってくる。やっぱり可児市のところがその基準にきちっと合っているかどうかというのは大変重要なことなので、本来うちのキッズクラブの条例の中には書いてなかったと思うんですけど、こういう面積要件とかいろいろ、そういうのを書き込む必要はないですかね。

○こども課長（高井美樹君） 可児市の公営のキッズクラブについては、条例の名前のとおり、放課後健全育成事業という国の補助メニューで、その要綱の中にほとんどこの議案第65号に書かれている要件というのが要綱で定めがありますので、この議案第65号自体は結局は今ある国の補助要綱をそのまま省令にして、それを市町村が見て条例にしているという理解でおりますので、逆に言うと今までの兼山地区がこのキッズクラブの条例に基づかずやれていないということが問題だったなあと。今、兼山の子たちはキッズクラブがないので、兼山の児童館のある一室で放課後行っています。当然、児童館の職員が一生懸命対応していますが、あくまで子供たちが来て、帰るのも自由というレベルの中にあるので、これはやっぱりこういった補助要綱に基づいたキッズクラブ、補助要綱に基づくイコール、議案第65号の条例に基づいたものとなりますので、それをしっかりした形で少人数であってもきちっと子育ての支援をしていくと、そういう体制を全市でとるといふふうに考えていますので、重複になりますけど、補助要綱が条例になっているので、公設については基本的には問題がないというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） それから、新しい資格というか、放課後児童支援員の資格が1から9までありましたけど、今まで2年間児童クラブをやっていたら9のところ当たるからいいというようなお話もありましたけど、そこがやっぱり今までのことは問題で、やっぱり資格がなくても子供が好きなら、子供を持った人なら誰でもいいという感じで、足りない人を補充していたという面もあったんですけど、今後こういうことできちっと講義を受けなさいという話もあるので、可児市の放課後児童クラブの指導員についても1から8までに当たらなければ、ちゃんと講義を受けて、知識もちゃんと持って対応できるようにやってほしいと思うんですけど、そういうことはどうですか。

○こども課長（高井美樹君） 第10条第3項は、1から9までは、該当する者が放課後児童支援員になれる、研修が受けられるという考え方になりますので、当然保育士を持っていようが、社会福祉士を持っていようが、24時間の研修を受けていただかないと、放課後児童支援員にはなれないので、必置の一人にはなれないんですね。なので、当然そういった方も受けていただきますし、それから子育てが終わって、地域の子供のために少し私も何らかやれるわという方が、善意で児童クラブで働いていただいています。

夏休みに30分ぐらいあの中にいると、もう耳鳴りがするぐらいやかましい中で、本当に一

生懸命やっけていただいています。さりとて、やっぱりそういう保育士だとか教員の資格を取るために勉強をやっけてこられた方と、少人数で自分の子供を子育てした方が20人、30人の子供を前にして対応していくというのは多少の差がありますので、この辺はやっぱり対応が必要だということで、可児市のキッズクラブの指導員は、研修に必ず全員の方が、1年ではちょっと人数が多いので難しいので、1年なり、2年なり何らかの研修に行っただくと。その復命書なんか私、研修レポートを書いて出していただいで、私は全て目を通させていただいでいますけど、そういった研修の中で新しい気づきであったり、今まで自分は子育ての中ではよかったけど、たくさんの人数だとこうだというようなことも、いろいろ反省点も書いていただいでいますので、そういった研修を受けていただくとするのは非常に大切だということで、すぐには全員を一気に受けるというのは難しいものですから、当然毎日業務がありますので、しかも県の研修、県が日程を決めて研修を実施しますので、何年か計画で順次受けて、何年か、5年経過ぐらいになるのかなと思いますけど、その間までには、もう全員の方が放課後児童支援員の資格を持って、新たに入ってきた方は入っから、年度内にその研修を受けるというふうにしていこうということで、今内部的には考えています。

多分どこへ行っても、可児市のキッズ構成員の方が一番たくさん研修を受けに行っるので、県のほうには、とにかく可児市で開催してくれと。たくさん受けたいので可児市で開催してくれということで、場所も全部こっちで用意するしというようなことも今県に要請しながら、積極的にここのレベルアップというのを図っていきたいというふうに思っています。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いで討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第66号 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第66号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時31分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第67号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） それでは、説明いたします。

資料ナンバー4番、提出議案説明書7ページをごらんください。

議案第67号、条例名がすごく長いので、申しわけございません。可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、説明いたします。

まず、この条例の制定趣旨ですが、平成25年6月14日に制定されました第3次地域主権一括法により介護保険法が改正されまして、指定介護予防支援等の事業の基準を平成27年4月1日までに市町村の条例で定めるといふこととされたことによります。ただ市町村が全く独自に基準を定められるというものではなく、厚生労働省令で定める指定介護予防支援等の事業の基準に基づき定めるといふことになっております。本条例案では、後ほど説明いたします第31条第2項を除きまして、この省令で定める基準どおりというふうにしております。なお、この介護予防支援でございますが、介護保険の給付対象でございます介護予防サービス計画、この作成を行うために指定を受けなければならないものでございます。

では、条例の内容でございます。資料ナンバー1、会議案118ページ、こちらのほうをごらんください。

まず第3条ですが、指定介護予防支援の事業についての規定です。利用者が、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように配慮しなければならないなど、基本方針をここに規定しております。

それから第4条でございますが、こちらは指定介護予防支援事業者として市が指定できるものは、法人というふうで規定しております。

それから第5条、事業所に1人以上の保健師、その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置くこととしております。

第6条は、事業所には、常勤の管理者を置かなければならないということとしております。

119ページのほうに移りますけれども、第7条から第31条までは運営規程とか設備・備品など、事業の運営に関する基準を規定しております。特に124ページ、こちらの第31条でございます。記録の整備でございますが、ここにつきましては、先ほど少し御説明いたしました、この条例でただ一つ可児市の独自基準を設けております。この基準につきましては、第2項のほうですが、記録の保存期間を国の基準では2年間としているところを、本市の基準では5年間としております。その理由は、介護報酬過払いの返還請求の消滅時効が5年でございますので、監査や指導を行う場合に必要な資料の確認等を行うために、5年は残しておいてくださいねというものでございます。なお2年前に、同じく第1次地域主権一括法で、地域

密着型介護事業の指定基準の条例も定めましたが、それとも合わせるものでございます。

それから、32条から34条までは、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準といまして、介護予防サービス計画の作成等に係る方針とかそういったものを、指定介護予防支援に関する具体的な取り扱い方針や介護予防支援の提供に当たっての留意点を規定しております。

それから、128ページをごらんください。第35条、これ最後の条ですけれども、基準該当介護予防支援についての準用規定でございます。基準該当介護予防支援というのは、例えば遠隔地に居住されている方、本市の被保険者の方が介護予防サービス計画を作成してもらう場合において、当該居住地の指定介護予防支援事業所を登録させていただいて、介護予防サービス計画をそちらで作成してもらうというものでございます。ですから、本市の指定を直接受けているものではないんですけれども、居住地の介護予防支援事業所に登録によりお願いするというものです。このときに登録した介護予防支援事業所のことを基準該当介護予防支援事業所というふうに呼んでおります。ただし、可児市では登録は一件もございません。

最後に、この条例の施行日でございます。これは平成27年4月1日からです。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第67号に対する質疑を行います。

○委員（冨田牧子君） これも子ども子育て支援法と一緒に、何が書いてあるかなかなかわからないような条例で、全く困るんですけど、それで聞きたいところは、118ページの第3条の指定介護予防支援の事業というふうに書いてありますが、この指定介護予防支援の事業というのは、具体的にはどういう事業のことをいうのか教えてほしいということです。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） これは要支援の方のケアマネジメントをしっかりとやっていくという事業として、主には要支援の方の状況に合わせたケアプランを作成していただくというような事業でございます。

○委員（冨田牧子君） その下の3のところですが、指定介護予防支援事業者と介護予防サービス事業者と書いてありますが、具体的にはどのように違うんでしょうか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 指定介護予防支援事業者というのは、この条例で規定している事業者でございますが、介護予防サービス事業者というのは、例えば介護予防の訪問介護とか、介護予防の通所介護とか、そういったサービスを行っている事業者。この指定介護予防支援事業者というのは、先ほど申しましたケアプランの作成に特化しているところがございます。イコールで地域包括支援センターのことです。

○委員（冨田牧子君） 第5条、資格のところですが、指定介護予防に関する知識を有する職員と書いてありますが、保健師その他、これはどのような人のことをいうわけですか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 例えば、保健師でなくても、ケアマネジャーとかそういった方ですね。そういった知識を有する方ということです。

○委員（冨田牧子君） 第6条の2ですけど、常勤の管理者を置かなければならない。しかし、こういう場合はよろしいよというふうに書いてある、ここを解説してください。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 基本的には常勤の管理者を置いていただいて、第6条第2項、

これは兼務に関する規定でございまして、順番にいきます。ただし書きですね。指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所のほかの職務に従事する、つまり管理者以外の業務に従事してもいいということです。

それから、または指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職員、これは地域包括支援センターの職務を兼務できるということを言っております。

地域包括支援センターの職務というのは、もう少し広い範囲になりますので、ケアプランの作成だけじゃなくて、総合相談とか権利擁護とか、そういったものも入ってきますので、その辺のところ規定しているものということです。

○委員（富田牧子君） 第9条ですが、サービス提供困難時の対応というのが書かれておりますけれども、困難である場合、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他必要な措置を講じなければならない。具体的にはどのような事態を想定して、どのようなことを言っているわけでしょうか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 例えば、利用申込者が見えたとして、その事業所が申込者に対して支援を、例えばもう手いっぱいだとか、さまざまな困難な理由があって対応することが困難であるというふうに認めた場合は、ほかの指定介護予防支援事業者もありますので、そちらにしっかりつないで、その人のケアプランがしっかりできるように、ケアマネジメントがしっかりできるように、そういった措置を講じなければならないという意味でございませぬ。

○委員（富田牧子君） 第18条ですけど、利用者に関する市への通知ということで、正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、または要介護状態になったと認められるときは、市に通知をして、この人が言うことを聞かないものでだめなんじゃないということをおっしゃることは可能ですか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 適切なケアマネジメントをしている中で、ここで言っています正当な理由なしにそのサービスの利用に関して指示に従わなかったとか、ここに書いてあるとおりなんですけど、そういったことによって要支援の状態が悪くなってしまったという場合、あるいは要介護の状態になってしまったというときは、この指定介護予防支援事業者は、市に対しその旨を通知しなければならないと、ここで言っているそのとおりでございませぬ。

○委員（富田牧子君） それで、介護給付を取り上げるということでしょうか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） そこまではここには規定しておりませぬので、その方の利用状況がどうかというところで、その方とのお話、あるいは事業所にもう少ししっかりとケアしなさいよというお話はしていくことになると思います。

○委員（富田牧子君） この介護のところで大変大きな問題が4月から起こってくるわけですけど、要支援の1と2は介護給付しない、対象外になるとか、そういうことと、この条例の中でそのようなことが書いてあるわけではないですよ。もしかして関連しているとすれば。

34条の6、地域支援事業ですか。

○高齡福祉課長（宮崎卓也君） 実は、この地域主権一括法絡みは昨年度の改正だったので、まだそこまで今回の介護保険制度の改正を網羅している部分はないと思われます。

○委員（富田牧子君） ないと言われたけど、本当はないですか。

○高齡福祉課長（宮崎卓也君） この中の思いがどうなっているか、国の思いのところはちょっとわからない部分はありますけれども、条文を見る限り影響するところはないかなというふうに思います。

○委員長（野呂和久君） 他の委員さんで質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第67号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第67号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第68号 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齡福祉課長（宮崎卓也君） 引き続き御説明いたします。

資料ナンバー4、提出議案説明書7ページを同じくごらんください。

議案第68号 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、御説明いたします。

この条例の制定趣旨については、先ほどの議案第67号の条例と同様でございます。ただ先ほどの条例では、可児市の独自基準を1つ設けてございましたが、本条例案では、全て厚生労働省令で定める基準のとおりというふうにしております。なお、地域包括支援センターでございますが、これは市町村、また市町村が委託するものが設置できるということになっておりまして、現在可児市には直営、つまり可児市役所で1カ所、それから委託で4カ所、合わせて5カ所可児市内にはございます。その業務は、高齢者の総合相談、権利擁護、要支援として介護認定された方の介護予防サービス計画の作成、これは先ほどの議案第67号の介護予防支援サービスのことでございますけれども、そういったサービス計画の作成などの包括的支援事

業や介護予防事業を行うということでございます。

次に、この条例の主な内容でございますが、資料ナンバー1、会議案の130ページをごらんください。

ここにあります第3条です。地域包括支援センターは、包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況や環境等に応じて保健医療サービスや福祉サービスを利用できるように導くことにより、被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないということなど、ここには包括的支援事業の基本方針を規定してございます。

第4条でございますが、こちらには人員基準を規定しておりまして、具体的には保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、それに準ずる者もよしとしておりますけれども、それをそれぞれ1人ずつ配置しなければならないということにしております。

最後に、この条例の施行日ですが、平成27年4月1日からでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第68号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 先ほど5カ所になったということでお話がありました。市で1カ所、それから委託が4カ所ということで、この市と委託をした地域包括支援センターとの間に何か差異は、例えば人員配置の問題、それからやっている業務の問題、そういうことはないですか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 今現在の状態でいいますと、これは委託関係ではあるんですけども、ただ業務に関しては5カ所とも同じような業務をしております。ただ、当然可児市の地域包括支援センターは、可児市の高齢福祉課の介護予防係も兼ねておりますので、地域包括支援センターの指導的な位置づけもあるにはあるんですけども、地域包括支援センターとしての業務については差異はございません。

それとあと、人員配置ですが、ほかの地域包括支援センターは保健師1人なんですけれども、可児市の地域包括支援センターは保健師が3人入っている状況ですね。ですから、2人ほど多い状況ではございます。それは先ほどの介護予防係としての業務もございまして、そういったところも含めての話になります。以上です。

○委員（富田牧子君） 何でそういうことを聞いたかという、今度の新しい、昼から説明とか言われた計画の中に、6カ所目をつくって、1カ所特別な業務にして、あと5カ所を地域のにするというふうなことが書いてあったので、今後そういう計画があるということが書いてあったのでお尋ねをするんですけど、今後の計画について、ついでに教えていただけませんか。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 富田委員も御存じとは思いますが、介護保険制度改正によって、実は地域包括支援センターの果たす役割というのがすごく重くなったといえますか、広がったというところがございます。総合事業、あるいは認知症の防止といえますか、そういった包括的支援事業も3事業ほど追加されている部分がございます。そういった中で、それぞれの地域包括支援センターがそれぞれでやるというのがなかなか大変かなという中で、

企画立案的な部分について、少し中核的な地域包括支援センターを一つつくって、そこでしっかりと可児市地域包括支援センターとしての業務をつくってやっていくということが必要なのではということで、今期第6期の計画においては、もう1カ所地域包括支援センターをつくって、可児市の地域包括支援センターを少し中核的な、そういった企画立案を少しできるような形にしていけたらという計画にしております。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第68号 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第68号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第69号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（桜井孝治君） 議案第69号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

定例会配付資料4、議案説明書8ページをお願いいたします。

8ページの議案第69号の改正趣旨につきましては、産科医療補償制度における掛金の額の見直しに伴い、出産育児一時金の金額を改正するものでございます。

改正内容につきましては、定例会配付資料の1、議案書で説明をさせていただきます。議案書の133ページをお願いいたします。

改正内容は、条例第8条に規定いたします被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額を現行の39万円から、右側の改正後にありますように、40万4,000円に改めるというものでございます。改正の経緯につきましては、現在国民健康保険に加入してみえる方が出産された際には、この条例に定める出産育児一時金39万円に、市の施行規則で別に定める産科医療補償制度における掛金の相当額3万円を加算して、合計42万円を支給しております。本年の4月、厚生労働省の社会保障審議会において、この加算分である掛金がこれまでの3万円から1万6,000円と見直され、1万4,000円減額することとなりました。一方で、平均的な出産費用は増加していることから、先ほどの審議会においては、支給総額は変えないとい

う方針も出されておりました。国では政令で定める額を39万円から40万4,000円と改正して、先ほど掛金で減額しました1万4,000円分を一時金のほうに上乗せして、総額42万円を維持しておりますので、市の条例もこれに準じて改正するものでございます。

なお、8条の後段、ただし以降に、3万円を上限として支給という加算という表記がございます。こちらにつきましては、先ほどの掛金の相当額ですが、こちらは改正後は1万6,000円となりますが、引き続き上限以内にはおさまっておりますので、この部分の変更はございません。

また、第20条の下線部の変更につきましては、今回の改正を契機に金額表記の統一を図るものでございます。

施行日は平成27年1月1日を予定しております。説明は以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第69号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第69号 可児市国民健康保険条例の一部改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第69号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第72号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） それでは、議案第72号 指定管理者の指定について御説明いたします。

資料番号1の定例会議案の138ページで御説明いたしますので、138ページをお開きください。

可児市福祉センターの指定管理者を指定する議案でございます。

指定管理者の名称は、岐阜市に本店があります株式会社技研サービスでございます。指定期間は平成27年4月1日から5年間でございます。株式会社技研サービスは、指定管理業務、清掃業務、環境衛生業務、警備業務などの事業を実施している会社でございます。指定管理業務については、御嵩町で高齢者いきがい活動支援センター、羽島市で福祉ふれあい会館、愛知県大口町で健康文化センターなど、多数の施設で指定管理者として指定されております。

次に、指定管理者候補者の選考の経緯について御説明いたします。

指定管理者を公募した結果、3事業者の応募がありました。平成26年10月31日に外部委員による可児市指定管理者選定委員会を開催し、選定基準に従い、各申請者から提出された指定申請書の審査及びヒアリングの実施により応募者を選考いたしました。選定委員会の審査の結果、申請のあった3事業所の中で、株式会社技研サービスが最高点を獲得しましたので、指定管理者の候補者として選定することにいたしました。選定委員会の平均点数につきましては、株式会社技研サービスが100点中86.2点、2位の事業者が73.8点、3位の事業者が69.0点でございました。選考委員からは、株式会社技研サービスについては、特に自主事業により福祉センターに新しい事業を導入しようとする積極性が他の団体を上回っていたとの意見がございました。以上です。

○委員長（野呂和久君） これより議案第72号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 先ほど3者の結果があつて、一番高いところであるということはわかりました。いろいろそういう福祉関係のところでは指定管理をやっているから、そういう管理業務についてはたけているというふうには思いましたが、先ほどの中で、この業者は自主事業に対しても大変積極的であるというふうに言われましたけど、例えば、どのようなことでもっともっと福祉センターの利用を高めていくというふうに言っているのか、教えてください。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） 指定申請書の中に自主事業計画書ということで提案をされております。13の事業について提案しておりますが、骨盤体操教室であったり、ボクササイズ教室、フラダンス教室、それから議案質疑でもありましたが、祖父母と孫の飾り巻きずし教室などの事業を行うということで提案しております。

○委員（富田牧子君） そうすると、あとの点数の低いところは、そういう提案は全然なかったということなんですね。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） ほかの事業所につきましても、自主事業の提案はございましたが、技研サービスのほうがすぐれていたという評価をされております。

○委員（酒井正司君） 積極性が見られるということは、少しでも前進するという期待が持てるわけですが、本来の福祉センターというネーミング上ですが、福祉に寄与する目的に限定されると思うんですが、今までの運営と、今後新事業者に期待する数値的な目標とか、何かこちらでの具体的な提示というのはありましたんですか。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） 具体的な提示はしませんでしたけど、利用回数であったり、利用率であったり、それから経費の削減であったり、そういったところの民間事業者としてのノウハウを生かした提案をしていただきたいということでお願いはいたしました。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第72号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第72号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日、審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、質疑の事前通告がありますので、障がい者施設整備の進捗状況について、冨田委員よりお願いいたします。

○委員（冨田牧子君） 前から懸案になっております、この障がい者施設の整備の進捗状況について、まさにこのとおりですけど、御報告をお願いしたいと思います。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） 障がい者施設の整備の進捗状況について御説明いたします。

瀬田の教職員住宅跡地と広見の市民センター跡地に障がい者施設を建設・運営する事業者を募集しておりましたが、瀬田の教職員住宅跡地については社会福祉法人大和社会福祉事業センターに決定し、市民センター跡地については社会福祉法人みらいに決定いたしました。

社会福祉法人大和社会福祉事業センターについては、生活介護事業、定員20名、就労移行支援事業、定員6名、共同生活介護、定員8名の施設を建設する計画で準備を進めております。

社会福祉法人みらいについては、就労移行支援事業、就労継続支援B型、合計定員で41名の施設を建設する計画で準備を進めております。

それぞれの事業者は、平成26年8月に国の施設整備補助事業に係る施設整備計画書を作成し、県に提出いたしました。今後の予定としましては、平成27年4月ごろに県が国に国庫補助協議書を提出し、平成26年8月ごろに国庫補助内示がされる予定でございます。国庫補助対象事業として順調に採択されれば、事業者は平成27年8月以降に建築工事に着手し、年度内に完成させる予定でございます。平成28年4月から事業運営がされることになると予定しております。時期につきましては、国の平成26年度の補正予算や平成27年度の当初予算により左右されるため、流動的な状況だということでございます。平成27年度事業に採択されなければ、事業者は翌年度以降に改めて補助金申請する予定になっております。その場合は、事業開始時期は1年おくれるということになります。

次に、障がい者の短期入所施設の誘致につきましては、介護施設や障がい者施設を運営する事業者に対して要望しておりますが、現在、具体的な計画はありません。今後も誘致に努

めていきたいと考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） 先ほどの社会福祉法人大和社会福祉事業センターというところで、共同生活介護事業というその概念についてちょっと教えてください。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） 共同生活介護は、通称グループホームという施設です。

それから、生活介護事業につきましてはふれあいの里でも行っておりますが、就労までは無理な方を対象にした訓練を行っているといった事業になります。

○委員（富田牧子君） そうすると、短期入所の話はちょっとないという話ですが、この瀬田のところでは、8名の方は一応夜間もそこで生活できるというグループホームができるということですね。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） 一応そういう計画で準備を進めているということですが、あくまでも国の補助金が見つからないとできないということがございますので、まだできると断言はできないという状況です。

○委員長（野呂和久君） 他の委員さんで質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、事前通告質疑を終了いたします。

それでは、2時20分まで休憩といたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時20分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして報告事項です。報告第10号 可児市新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（井藤裕司君） よろしく申し上げます。

報告第10号 可児市新型インフルエンザ等対策行動計画について御報告をいたします。

可児市新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、平成26年11月27日の本会議において御報告をさせていただいているところです。資料番号としましては、定例会配付資料9になります。

この計画策定に先立ちまして実施しましたパブリックコメントにつきましては、特段の御意見は寄せられませんでした。可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定につきましては、平成26年9月24日の教育福祉委員会において計画の基本方針を既に御説明させていただいておりますので、本日は各段階における対策について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まだ新型インフルエンザ等が発生していない状態、つまり未発生期の段階におきましては、発生に備えて体制を整備することを目的に事前の準備を行います。具体的には、可児市感染症等予防対策本部会議において、発生時に備えた対策の方針等を検討いたします。

海外または他県で新型インフルエンザ等が発生した状態、つまり市内未発生期の段階においては、市内発生に備えた体制の整備と情報収集に努めます。具体的には、可児市感染症等予防対策本部会議を開催して、新型インフルエンザ等の情報収集や情報共有を行うとともに、可児市危機管理規定に基づき、危機の発生を予見し、予防策及び対応策を検討する危機管理検討会議を設置いたします。市民に対しましては、手洗いやうがい、マスクの着用など、インフルエンザの基本的な感染予防策の周知徹底を図ります。

市内でも新型インフルエンザ等の患者が発生した状態、つまり市内発生早期の段階においては、速やかに可児市感染症等予防対策本部会議並びに危機管理検討会議を招集し、市内での感染拡大をできる限り抑えることを目的に、市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、引き続き予防対策としての手洗い・うがい、マスクの着用等の周知徹底を図るとともに、医師会や医療機関、医療従事者との情報共有を図り、住民接種など適切な医療提供をお願いしてまいります。

さらに、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、直ちに市長を本部長とする可児市新型インフルエンザ等対策本部を設置いたします。

市内で新型インフルエンザ等の患者の発生が増加している状態、つまり市内感染期の段階においては、健康被害を最小限に抑えることと、市民生活及び経済への影響を最小限に抑えることを目的に対策を講じます。具体的には、医療機関等に対し、引き続き適切な医療の提供をお願いするとともに、公共交通や水・電気・ガスの供給、ごみの収集等、市民生活に密接にかかわる事業者に対し、事業継続のための取り組みを要請してまいります。

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態、つまり小規模期の段階においては、市民生活及び経済の回復を図り、流行の第2派に備えます。

なお、各発生段階における具体的な詳細については、対策の項目ごとに各部での任務分担を整理し、万一の事態に迅速に対応できるようなマニュアルなどの整備を今後進めていくよう、準備を始めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより報告第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、次期定例会における条例の制定・改正予定または新規事業等についての報告です。

初めに、可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） 次期議会に提案いたします条例につきまして、今条例につきましては、昭和62年条例第10号による可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部の改正を予定しているものでございます。

内容的には文言修正、それから今回の新制度によって保育料の算定基礎が所得税から市民

税にかわります。そのことによって、現行、保育料の徴収が平成27年6月15日から始まりませんが、市民税データを使うことによって、平成27年4月分は当月から徴収するというように変更を伴うものでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了いたします。

続いて、可児市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○子ども課長（高井美樹君） 続きましてお願いいたします。

お手元の資料3. 可児市子ども・子育て支援事業計画（案）をごらんください。

この計画は、子ども・子育て支援法の第61条に基づきまして、5年を1期としました教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子育て支援に資する業務の円滑な実施について必要な事項を定めるというふうに法律で定めがある計画でございます。

今回この計画を策定するに当たりまして、昨年度から子ども・子育て会議、法定会議を設置いたしまして、今までに6回この事業計画に関して検討をしていただいております。それを今回、案として平成27年1月19日から2月9日の間、パブリックコメントをするものでございます。内容につきまして手短かに、大変分厚い資料になっておりますので、ポイントに絞って御説明を申し上げます。

そうしましたら、2枚開いていただきまして目次をごらんください。

第1章につきましては、この計画の位置づけと今申し上げたことが書いてございます。

第2章につきましては、可児市の統計的な状況、それから平成26年5月29日の当委員会で報告いたしました約2,000人、対象4,000人のうち2,000人の方からいただいたアンケート結果に基づくニーズ調査の結果を掲載してございます。このニーズ調査の結果に基づいて、第5章にあります量の見込みと確保の内容というものをこのニーズから導き出しております。今回国が要請しています計画の中心はこの部分、量の見込みと確保の内容を各市町村がつくって、それを全国的に吸い上げて、全国的な子育て支援のありよう、待機児童をどうだとか、今後の保育のありようはどうかというのを示して、さらに先般申し上げました施設給付型だとか、そういう財源的な数字をどのようにしていくかというところを検討するというような大きな計画でございます。

3章、4章につきましては、当計画においてその他全般の子育て支援に関して、可児市が昨年度まとめました、表紙に書いてございます「子育てしやすい地域づくりを目指して マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」ということで、ここに掲げております10の課題とプラスワンというものを、この施策展開という形で3章、4章にちりばめて

ございます。

それでは、まずニーズ調査でポイントのところだけ少しだけ御説明します。12ページをお開きください。

こちらがニーズ調査をやった結果、枚数といいますか、回答いただいた数でございます。

未就学の児童、それから小学生、それぞれ2,000人ずつアンケートを無作為に抽出してお送りして、有効回答は2,024人というところでございます。サンプル数的には、統計学上、十分な数字だということで、後ほど御説明します量の見込みについても、この部分は統計的なものになっているということです。国のほうからも、統計の計算式についてはその数式等が示されて、その基準の中で数値をつくっております。

それでは、続きまして25ページ、第3章でございます。

ここは計画の基本理念ということで、先ほど申し上げたもので、これを可児市の子育ての基本理念と据えております。

次のページに、それがどういう体系の中で「つなぐ まなぶ かかわる」というものが、それぞれの子供の間のライフステージに合わせて、それぞれの展開すべき事業がちりばめて入れてございます。

第4章、28ページ、これは今回の保育の量と質の向上、そういったものプラス今申し上げたものの10の課題を、ここの中でそれぞれ公助・自助・共助という形で施策の展開を各項目ごとに入れてあります。この今の部分につきましても、平成26年5月29日の委員会において御説明させていただいているところでございます。

では32ページ、第5章、量の見込みと確保の内容に順次入ってまいります。

ここから後ろは14項目にわたりまして、国がこの14の項目についてニーズ調査から出てくる統計的なデータをもとに、その必要量とそれから見込みを出すというものになっております。よって、保育園、幼稚園だとか、それから説明いたしました放課後児童クラブのニーズがどうで、これからどうするんだとか、子育ての相談する場所どうするんだとか、そういった数値的にあらわせるものが順次出てまいりますので、説明をいたします。

32ページには、先ほど御説明しました幼稚園に行く子が、いわゆる家に保育できる人がいて幼稚園に行かせている子が1号、それから保育に欠ける、要するに子供を預けないと仕事に行けないというような人が2号、それは3歳以上で、3号が3歳未満と。この区分で保育の量というのを算出し、それをどういうふうにしていくかというところを算出しております。

それでは、35ページをお開きください。

ここは、①教育事業（3歳～5歳）ということになっています。ここは先ほど言いました1号認定の子になりますので、幼稚園とそれから認定こども園に通う3歳から5歳の子の対象というところになります。

上の表が2つございますが、上の表は平成22年度から平成26年度の実績、下の表は平成27年度から5年計画の平成31年度、Aが量の見込み、Bがその量の見込みに対して確保の数というのが表現しております。差し引きした数字が、足りているか足りていないかというのを

表現している数字になります。

幼稚園につきましては、現行1,639人という形になっておりますが、定員充足率でいきますと75%なので、幼稚園は25%、定員に対して余裕があるというところでございます。それを見込みまして、Aの量の見込みを見ていただきますと、平成31年度のAの一番右側、1,517人ということで、122人ニーズが減り、さらにニーズが減ってくるというところでございます。これは端的に、働く親がふえてくるのかなという数字でございます。

確保の内容といたしましては2,697人ということで、これは幼稚園が持つみえる定員の数が、現行あるものから多少動いた数字になって、なお1,180人ぐらひは余裕があるというところでございます。その考え方につきましては、下の箱の中に全て書いてございます。

36ページ、保育事業です。

ここは保育園及び認定こども園に通う3歳から5歳の園児が対象のことになります。現行で平成26年度、837人おられます。この子たちが平成31年度になると865人なので、約22人ほど見込みとしてはふえてくるというところなんです。ある意味では、ある程度保育園に行く子はふえてきていて、ふえた分というのは先ほど幼稚園で減った分がこちらにふえてくるのかなというところですけど、少し人数的な差異が出てまいります、現行の定員の中で何とか入るといふ数字になっております。

例えば定員、平成31年度ですと、865人見込みに対して895人というふうな見込みになっています。これにつきましては、なかなかニーズ調査等の聞き等いろいろありました。そんなことで、国のほうの指導によってその辺の数値補正をした上での数字ということになっていきますが、括弧の四角の確保の内容といたしましては、平成28年度に保育園2園、平成30年度に幼稚園が1園、それぞれ認定こども園に移行するところを想定しております。保育園の認定こども園化というのは、既にゼロ歳、1歳、2歳の方が通園していますので、後ほど説明する未満児のところでは余り効果がないですけど、幼稚園が認定こども園化されると、ゼロ歳、1歳、2歳の預かりが始まりますので、そのニーズの対応は可能になってくるというところですけど、3歳以上については何とか対応が可能だろうというところでございます。

37ページ、ゼロ歳から2歳の保育事業です。

これは特定保育、先ほど説明しました特定保育施設と地域型保育施設なので、保育園と認定こども園、それから小規模保育事業所、先ほど申し上げた6つのカテゴリーの小さなやつです。ここを対象としているものがございます、現行ゼロ歳と1歳、2歳に区分をして集計しております。ゼロ歳が44人、1歳・2歳が384人、平成26年度ではいます。これが平成31年度には、44人が137人、384人が413人ということで、非常にニーズ量がふえてまいります。これに対してどのように対応していくのかというところが、非常に頭の痛いところです。数字的には、先ほど申し上げましたように、認定こども園化等によって辛うじてマイナスにならずに確保ができるという状況ですけど、平成29年ぐらひにはもう満杯になってしまうというところがございます。表の下のところですね。ですが、平成30年に、先ほど言いま

した私立の幼稚園が認定こども園に何とかなってもらえれば、そこで多少の余裕ができてくるというところですけど、実質の数字的には非常にもっと厳しい状況でございます。

そういったことから、下の四角に少し書き込んでございます。それを少し読み上げさせていただきますが、まず下の四角の3段落目の特にというところから、読み上げをいたします。特にゼロ歳児の増加が急増である。未満児の保育スペース及び保育士の確保が必要になります。公共用地の無償貸付による民間保育園の誘致や拡充、それから小規模の地域型保育施設の普及を進めていく必要があるということです。あと、定員上余裕があっても、保育士不足により受け入れができないような状態にならないように、保育士の確保策を進めていきます。あわせて、先ほど御説明しました子育て支援等の普及にも進めてまいりますというところを書いてございます。最後に、国は幼稚園の認定こども園への移行を一層推進していくという方針でございます。

ただ新聞報道等を見ていますと、どうしても経営的には認定こども園化するにはまだ少し情報が足りないというところで、私立幼稚園がいわゆる施設型給付に入ってくる、認定こども園化には、可児市内の全幼稚園は今のところ見合わせをしておられます。これが、我々出向いていろいろお願いはしておるところですけど、何とか平成30年には1園ぐらいは認定こども園化していただきたいというような内容をお願いしているところですけど、恐らく国の認定こども園への補助金の率がいいということがわかれば、恐らく私立の幼稚園は雪崩を打って認定こども園になっていかれる可能性は高いと思います。これは、国のいわゆる公定価格という補助金の出ってくる額によって、やはり経営判断をされるようになってまいりますので、我々としては何とか可児市の子供を預かってほしいという要請をし続けていくという中で、平成30年に1幼稚園の認定こども園化というところを位置づけてございます。

次、38ページ、これは時間外保育とありますが、現行受けている保育園、延長保育の11時間保育を超える部分ですので、例えば夜の6時半以降10時までとか、そういったものについての利用者です。これは年の利用者が402人ということで、量の見込みは、ニーズ調査は346人なので、十分今の体制で対応できるだろうというふうに考えております。ちなみに、ここはほとんどは可児さくら保育園です。東可児病院の南側にある可児さくら保育園が夜10時までの保育をやっておられるので、そういったところが時間外保育というところですよ。

続きまして、放課後児童健全育成事業です。

これが、先ほど条例で申し上げました可児市でいうキッズクラブの部分になります。全体で現行の実績が710人です。これに夏の長期、夏休みだけと限ります、これに300人ほど追加になりますが、基本的には長期で通年入っている方の人数が710人と。量の見込みとしましては、そこに回答の方は長期と通年両方をイメージしながらやっておられますので、1,016人という数字が出ていますが、平成31年度ですね。これは恐らく現行の夏休みの受け入れ等も含めた数にすると似たような数字だということですけど、高学年を中心に量の見込みをごらんいただきますと、385人という大きな数字が今後必要になると。ただし、あくまでも親の回答になりますので、6年生ぐらいになると行きたくないわという子もふえてく

るので、これはマックスの数字として考えてもいいのかなあということで考えております。

あと40ページ以降は、各校区ごとに試算を加えておりますが、問題があつて、ちょっと足りなくなるなあというところだけ御説明しますと、40ページの今渡北小学校区です。こちら現行106人既にいます。2つの教室があります。その中で、量の見込みとしては174人という数字になっています。そうすると、70人ほど足りないという状況が出てしまいますが、この部分については、先ほど申し上げた高学年の子が本当に来るかどうかという部分があります。それからあと、子供の人口動態の推計でいくと、今渡北小学校区は非常にミニ開発の戸建て住宅の立地等が進んで、非常に小学校が窮屈になるというようなところもございますが、ここについては、平成31年ぐらいまでには、必要であれば学校内の特別教室等、既存の施設を改修してそれに対応していくというところがございます。

続きまして春里小学校区、45ページ、こちら現行43人の利用者ですけど、量の見込みとしては78人ということで、40人ほど多い見込みになっております。こちらは結構古い専用教室になっておりまして、つくりが小さい教室です。ここは大体40人前後の規模の大きさになっていますので、これを超えてくると、校舎のグラウンドの表側にあるプレハブにある1室をお借りして夏休み等は対応していますので、こういったところで対応していきましょうというところですよ。

横の旭小学校区につきましては、みずきヶ丘のお子さんが非常に多かったですけど、ここが一段落をして減少に移るというところがございます。

桜ヶ丘小学校区も春里小学校区と似たような状況ですが、余り教室を使って対応していきます。

それから、東明小学校区については、先ほど言いました春里小学校と同じでちょっと教室が小さいので、このあふれた分をどういうふうに対応するかというところですよ。

続きまして、広見小学校区です。49ページ、こちらは現行113人の利用者です。これに対して156人という数字が出ています。広見小学校は非常に大規模な小学校で、現行全く余裕教室等、本当にないような状況になってきています。あわせて非常に利用率が高い小学校になっていますので、ここについてはどうするかというところですよ。キッズクラブの専用教室が、校舎とキッズクラブの間に体育館があるという状況になっているので、この分については、現行の第1、第2にくっついたような形で増設なり新設というのを、その付近に管理運営上、つくる必要があるかなというところですよ。

あと、50ページが兼山小学校区です。これが先ほど御説明したとおり、今のところ小規模ではありますが、ニーズとしては11の方がキッズクラブに入室をさせたいという御意向があるので、今回の条例改正によってここを対応したいというところがございます。

あと、51ページには先ほど富田委員がおっしゃられました放課後子ども総合プランというもので、放課後児童クラブと放課後子ども教室、これを一体化していこうという計画を立てています。

52ページ、③のショートステイ、これは親が病気等でどうしても子供を養育できないとい

うときに、一時的に可児市と委託をしている市内・市外の施設に預け入れをするというものでございます。御利用は、平成26年度はなぜかゼロ件でしたが、24年の42件が今のところ最高の数字になっていますので、これを当てています。アンケートの結果のニーズはゼロということですが、現状で対応ができます。

次のページは、地域子育て支援拠点事業、これは広見保育園とすみれ楽園で常設型の子育て相談等をするサロンをやっているというところに入っています。この人数等をずっと入れていきますと、十分足りるといえるところに入っています。ちょっと数字が大きな数字になっていますが、これは民生委員がやっていたり子育てサロンだとか、児童センターでやっている子育てサロン等を確保の数字に入れているので、大きな数字になっております。

あと54ページ、一時預かりにつきましては、現行幼稚園が午後3時、2時ぐらいに終わって、幼稚園の後、親が迎えに来る午後6時ぐらいまでの間、預かりをやっているものがあります。そういったものを一時預かりとしたらどのようになっていくかというところを推計しております。これにつきましても、現行一番下の確保の見込みのところまでゼロ、ゼロ、ゼロということで、現行のもので何とか対応がしていけるだろうかというふうを考えているところです。それよりも、できれば幼稚園については、認定こども園化を推し進めていきたいというふう考えております。

次、55ページ、6番、病児・病後児保育事業でございます。

こちらは、ことしの夏に委員会でもちょっと視察をしていただきました東可児病院の横の可児さくら保育園が、病児・病後児保育をやっています。感染症等いろいろなハードルはありますが、ある意味でこういったところを受け入れていただけるという意味で、年間の御利用が現行では120という数字になっております。量の見込みが876ということで大きな数字になっています。これはここの数字の乖離というのは、インフルエンザが学校ではやった場合、可児さくら保育園で受け入れていただけるとは3人です。しかも、感染症の場合はちょっと問題があるということで、落ちつくまでは受け入れができないということとでいろいろな状況がありまして、ここを100%ニーズにお応えすることができないというところに入っています。なので、ここについては地域的なバランスだとか、現行ある医療機関にお願いをしながら、病児・病後児をやっているところを少しでもふやしていくという方向で考えております。

あと、56ページはファミリー・サポート・センター、これは一時的に子供を預かるというものでございます。

年間の延べ利用者が、平成26年度で大体500人ぐらいということになります。ニーズ結果としては1,315人ということになります。ここの確保の内容としては、現行見えるサポーターで対応は可能になっていますが、休眠状態の方とかがあるので、そういった方をもう一回活用したり、サポート会員をもっとふやしていくということによって多様なニーズに対応できる部分、困ったというときに一対一で対応できるファミリーサポート事業というのも重要な事業として捉えております。

8番、9番につきましては、妊婦健診とそれから乳児家庭全戸訪問等、現行やっている数字です。率としては96%で、多少の事情があって訪問できない等ありますけど、これを少しでも100%に近づけていきたいと考えます。

それから、10番の療育支援訪問事業は実施をしないので、ゼロということです。

あと、利用者支援事業とかにつきましては、保育士とかそういった専門家が非常に細かなサービスをするというものですけど、これについては、可児市としてはちょっと事業としてやる方向は難しいだろうというふうに考えています。

最後ですけど、60ページ以降に5点、60、61ページに今後の確保対策ということで、認定こども園を普及していこう。それから、質の高い幼児の教育・保育をどうするか。それから、子育て支援拠点をどうするか。幼保小連携の取り組みを推進していこう。あと、財政負担的にはどうするかというところで、平成24年3月に可児市就学前の子どもに関する保育、教育等協議会というようなところでは、就学前の子供の保育・教育についてはいろいろなニーズを用意する必要があると。でも、財政負担的にはいろいろな財政負担が出てくると。そういったところは、財政負担を軽減するという意味では色々な手法がありますねというところが書いてありましたので、こういった部分も各委員会等でありましたので、財政負担のあり方として付しております。

あと、第6章は推進体制ということで、子ども子育て会議は必置の会議でございまして、この進捗状況を100%にするために今後も実施をしております。

あとは、庁内の推進体制、地域の体制、それから家庭・地域・事業所の役割を4つにわたって記してございます。

以上、ちょっと走って説明しましたが、以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 53ページと、それから59ページのところに、駅前の子育ての拠点施設に触れている部分があるわけですけど、いまだにこういうことが決まっていらないのでしょうか。そこでどういう子育ての、何かこの前私が一般質問したときはノウハウを発信するとか、そうやって市長が言われましたよね。だったら当然こういうものがここに来るとか、そういうことって決まっていらないわけですか。この書き方見ると、課題であると書いてあるだけで、でももう目前のことですよ。この子育て支援拠点事業、どこで行うかとか、そこでやるかとか、何でこういうふうなのかしらと思ったんですけど、私としては。

○こども課長（高井美樹君） 例えば59ページの利用者支援事業、これちょっと説明不足でございまして、済みません。先ほど、ちょっと訂正させていただきまして、ここの利用者支援事業というのは、横浜モデルで言われたのは保育コンシェルジュという方、保育に関するいろいろなアドバイスをする方を配置していきたいというのを平成27年に1カ所、平成30年にもう1カ所ふやすということで、この平成30年の1カ所ふえるのが、ここの59ページの下段の2行に書いてございます子育て支援拠点の中に利用者支援事業、そういった専門家を配置するというようなことをここに記載してございます。

あと、53ページのここには駅前のごとは、記載はありますね。市長が答弁しました子育ての中核とか先導をとると。それは、そういった人材も含めて置くし、そういった人材を置くということは、こういう支援拠点事業ということでいろいろな相談窓口をそこに設置するというのは、当然一緒に動いていくというふうに御理解いただければ、当然今検討している中にその考え方は入っていますと。その面積をどうするかというのは、今基本設計を今年度やられる中に入っていくというようなものになってくると。当然そういった専門家を置けば、相談を受けるというのは事業として当然の事業になってまいりますので、そこに入っているという御理解でよろしいかと思えます。

○委員長（野呂和久君） 他にございませんか。

○委員（酒井正司君） 63ページの2番に、タイトルで家庭・地域・事業所等の役割というのがありますよね。ここに3つあって、中身に入ると、1、2、3、4とある。4の行政がタイトルが抜けているんですね。これは大体、一般論で言いますけど、行政はプランをつくるのは上手なんです。ただつくるのが上手なだけで、あとはきっちりと検証するかとか、あるいはさらにPDCAサイクルをきちっと確立するという事はかなり苦手。企業はここが物すごい上手。私は、できればこの行政というのは第7章にして、検証方法であったり体制をどうするかと、いわゆる次につなげる連続性のある、子育てというのは永久的な事業じゃないですか。そういう意味からいって、少なくとも2番のタイトルは間違い。4番まであるんだから、それは最低限直していただきたい。でなかったら、7章にしっかりとPDCA、Pはこれでいいですよ。DCAをきっちりと体系づけたものをやるのが完璧な計画であろうと思います。これは意見です。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他にございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、この件に関しましては以上で終了いたします。

続いて、可児市介護保険条例の一部改正を議題とします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） 3月議会に上程予定の可児市介護保険条例の改正についての説明です。

資料ナンバー4-1の1ページ目をごらんください。

まず条例改正の趣旨ですが、3年に1度の介護保険料の改定と介護保険法改正に伴う改正でございます。

改正の内容としては、大きくは2項目ございます。1項目めは、介護保険料の改定でございます。まず介護保険料の段階の設定についてでございますが、次のページの介護保険料の段階設定（案）をごらんください。

表の左側が現行でございます。右側が改定後でございます。本市の保険料率については縦に黒い網かけがしてございますが、本市においては、現行13段階を17段階へと多段階化する予定でございます。これは国の制度改正にのっとるものでもございますし、国の設定する標

準9段階よりさらに細分化するものでございます。これは、所得に応じたより公平な金額設定とするためのものでございまして、特に合計所得金額が200万円以上の方については、国の標準ではおおむね200万円区切りのところを、本市では約100万円区切りという段階設定にしております。

また、国の制度改正に基づきまして、新しい第1段階から第3段階の低所得者の方の保険料について、これは一般財源による軽減措置を行います。ただ軽減率については、それを定める政令がいまだに制定されていないということもございまして、その中で現在示されている案でございしますが、新しい第1段階で20%の軽減、第2段階で25%、第3段階で5%の軽減率という案を示されております。ただ、この軽減率の設定についてはいまだ不透明な部分もございまして、その条件によっては、今後議会上程までに、この表の中に示してございます第1段階から第3段階までの保険料率の案を変更する必要がある可能性もございしますので、ちょっとまだ流動的であるということをお承知おきください。

それから、保険料の額につきましては現在計算中でございます。これも上程までに当然決めることではございますが、今は計算中でございます。きょうのニュースにもございましたけど、国のほう、介護報酬を引き下げてということをお政府の方針でということをお言っていましたけど、まだそういう段階でございまして、正確な計算ができないような状況でございます。

それからもう一つは、介護保険料の額に影響するものとしまして、今回の制度改正によって第1号被保険者の保険料負担率、今は21%が第1号被保険者の保険料負担率なんですけど、これは22%へ改定されます。これはつい先日、金曜日ぐらいにたしか決まったと思っておりますが、1%上がります。高齢者の割合とかそういうものを勘案してということではございますが、1%上がります。

それから、これらを勘案しまして、現時点での試算額を参考までにお示しします。まだあくまでも参考ということをお願いいたします。表中、網かけの部分、横の網かけですね。標準段階、現行では第4段階になっています。改定案では新しい第5段階になります。現行では、標準の保険料額が毎月4,900円です。この5万8,800円を12で割っていただくと4,900円になると思いますが、4,900円です。それから、改定後については月5,300円程度と今試算しております。いずれにしても、まだこの点について国のほうの制度も決まってきた話になりますので、ちょっと流動的なところがございまして。ただ、おおむね5,300円を上回ることはないんじゃないかなというふうで今試算しております。

それから、この資料の1ページ目に戻っていただきまして、改正内容の2項目めです。

2項目めは、先ほどちょっと富田委員のほうからもお話が出ました。新しい地域支援事業の実施開始までの猶予期限を規定するというものでございます。これは、介護保険制度改正による予防給付と地域支援事業の見直しに伴う改正で、5ページ目の参考図表をちょっとごらんください。ここには介護保険の主な事業、新旧で対照してありまして、左が現在で右が新しい事業ということになります。一番上の介護給付は、要介護1から5の方の介護給付はそのまま移行と、現在と同様ということですが、その下の介護予防給付につきましては、訪

問介護と通所介護以外はそのまま介護予防給付として取り扱いはされるんですけども、訪問介護と通所介護の利用に関しては、この介護予防給付が地域支援事業のほうへ移行されます。地域支援事業の中では、介護予防・日常生活支援総合事業とされている事業のほうへ移行されるというような財源移行をされるということになります。

実はここの四角、小さい字で申しわけないですけど、四角に書いてあります平成29年4月1日までに実は移行しなければならないということになっております。猶予期間はあるんですけども、いずれにしても平成29年4月1日までに移行しなければならないということになっています。

また、その介護予防給付の下、地域支援事業の中の介護予防事業については、今の介護予防・日常生活支援総合事業のほうに統合されます。

それからもう一つ下、包括的支援事業ですが、新たに3つの事業を充実させなさいということになっておりまして、その3つの事業というのは、括弧でくくってあります在宅医療・介護連携の強化の事業と、認知症施策の推進の事業、それから生活支援サービスの体制整備の事業、3つの事業でございます。これらの事業については、平成30年4月1日までに実施開始しなければならないということになっています。

また1ページ目に戻っていただきまして、どうなるかという図になりますが、今回の介護保険法改正において、これらの事業について平成27年度から実施が困難な場合、実施ができない場合は、市町村の条例で、各事業それぞれについて実施開始までの猶予期限を定めなさいというような決まりになっております。じゃあ本市ではどういたしましょうというところで、まず介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、これは準備期間がどうしても必要になりますので、事業開始は平成28年4月1日からということは今予定しております。ですから、猶予期限ということ言えば、平成28年3月31日というふうな規定になる予定です。

それから、地域支援事業の3事業、在宅医療・介護連携の強化、生活支援体制の整備、それから認知症施策の推進につきましては、これは事業の内容の一部分でも取りかかれば開始と認められるということですので、そもそもこういったことは必要なことだと考えられますので、平成27年度からの実施は可能であるかなというふうを考えております。したがって、この地域包括支援事業の3事業につきましては、猶予期限の設定の必要がなく、条例の規定は不要というふうで予定しております。ただ、この猶予期限の規定につきましては、当然時限的なものでございますので、条例の本則中ではなくて、附則中に規定していくという予定でございます。

あと、この条例の施行日でございますが、平成27年4月1日というのを予定しております。以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関して質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては以上で終了いたします。

続いて、第6期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に係るパブリックコメントの実施についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮崎卓也君） それでは、引き続きまして御説明いたします。

第6期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に係るパブリックコメントの実施についてです。

パブリックコメントを行う計画案につきましては、資料4-2のとおりでございます。

その内容を説明いたします。計画案そのものが分厚いものですので、資料4-1の3ページをごらんください。

ここに、今回のパブリックコメントの実施についての計画内容の説明等を載せさせていただきました。まず1項目めの計画策定の概要でございます。第6期の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。この計画の根拠となる法令につきましては、介護保険法と老人福祉法の2つの法律、それぞれの法律におきまして、それぞれの計画を一体のものとして作成しなさいということになっております。

次に、これまでの検討経過でございますが、昨年度に高齢者の生活に関するアンケート調査というものを実施しまして、計画の基礎となる実態やニーズというのを調査いたしました。今年度に入りまして、平成26年6月にいよいよ改正の介護保険法が制定されたわけですが、平成26年8月上旬にようやく厚生労働省・県が実施する説明会が開催されたというところで、その辺から正確な内容がわかるようになってきたというところです。

平成26年8月中旬に、第6期の前の第5期の計画の実施状況や、第6期計画への反映内容を関係課にヒアリングを行いました。

平成26年9月に入りまして、介護保険事業者への施設整備意向調査を行いまして、サービスを供給する側の状況を把握しました。

それから平成26年10月以降は、高齢者施策等運営協議会を3回実施しまして、本計画案を策定してまいりました。

この資料の2項目めの計画策定に当たっての背景・課題ですが、1つには皆さん御存じの少子・高齢化という社会問題、団塊の世代の方のほとんどが75歳以上となる2025年問題と言われている問題ですが、その2025年に向かいますと、特に現在、可児市では前期高齢者の数、ボリュームが大きい状況でございます。ですから、可児市においては、10年後には後期高齢者の数が大幅に増加するということが予想されます。そうなれば、当然要介護認定者の絶対数というのは増加してきまして、介護給付は急激にふえてくるというふうに考えられます。これによりまして、介護保険料など市民の方の介護に係る負担とか、あるいは財政負担もますます増加してくるということが1点目。

それから、2つ目の課題は住民のニーズです。平成25年度実施のアンケート調査において、一般高齢者の方の60%、それから在宅サービス利用者、今在宅サービスを利用してみえる方の73%の方が今後も在宅で生活していきたいというふうに回答しておられまして、介護を受

ける方の在宅志向というのはやっぱりございます。

あと、もう一つは国の制度改正でございますが、先ほど介護保険条例の方で少し説明いたしました予防給付地域支援事業の見直しとか、これは皆さん御存じだと思います、特別養護老人ホーム入所要件を原則要介護3以上に重点化するとかいった国のほうの在宅介護に重点を置いた制度設計、そういったものも影響しております。これらの背景・課題から、在宅介護ということの必要性が今後ますます高まっていくというふうを考えられます。そこで、この在宅介護の環境整備のためには地域包括ケアシステム、K-ケアシステムの構築が重要となってくるということでございます。

次に4ページ目です。3項目めのこの計画のポイントでございます。これにつきましては資料4-2、計画書の35ページをごらんください。

ここには、地域包括ケアシステムのイメージ図を掲載しております。今回の計画のメインテーマとして、地域包括ケアシステムの構築をここに位置づけております。高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けることのできる地域の実現のためには、この地域包括ケアシステムというのが重要でありまして、その構築に向けた取り組みとして、ここではその取り組みのポイントとして3ポイントを掲げてあります。

第6期計画期間中に重点的に行うことということで、1つは地域の生活支援と介護予防活動の充実ということで、これらの活動を広げていくための取り組み支援を行っていくということ。

それから、2つ目は在宅医療の充実。これにつきましては、医師会へ働きかけて在宅医療の充実とか介護との連携を図っていくということです。

それから3つ目は、このイメージ図に示してありますが、K-ケアシステムの3つの基本構成要素であります地域と医療と介護、これらをしっかりと連携させるということでございます。地域ケア会議などの地域の他職種連携会議の実施とか、それをつなげるその中心となる地域包括支援センターの機能強化などを行っていく必要がありますということでございます。

次に、資料の4-1に戻りまして、4項目め、本事業計画の基本目標と主な計画内容についてです。これにつきましては、3つの基本目標を掲げてございまして、この資料でいいますところの4項目めの①、②、③でございます。

1つが、地域の特性に応じて、地域内で支え合い助け合いができる地域づくりということとで共助、それから、いつまでも健康で生きがいを持って暮らせる地域づくりということとで自助、支援が必要な方に過不足ない適切なサービスが提供できるまちづくりということとで公助という3点を基本目標として掲げてございます。

具体的な計画の内容については、資料4-2の計画書の40ページ以降に掲載してあります。それをごらんください。

この40ページ以降ですが、特に重点項目とするものについて太字で示してあります。ちょっと印刷の都合で見にくくなっておりますが、実際の計画書はもうちょっと見やすくするつ

もりですが、重点項目として太字で示してあります。先ほど説明した基本目標1につきましては、これは左側にナンバーがふってありますので、それでごらんいただきますと、まずナンバー2と3と、それから8、それから42ページの10でございます。これらにつきましては、2は地域支え合い活動の運営支援と啓発、3は地域支え合い活動の立ち上げ支援、8は自治会施設や個人宅を支え合い活動の拠点とするための支援、それから10は高齢者を見守る体制づくりということを掲げてあります。これらのK-ケアシステムの基本構成要素の一つであります地域におけるそういった支え合い活動がしっかり活性化していくように、その必要性についての啓発とか運営の支援、あるいは立ち上げ時の一時経費とか拠点整備に係る支援を行っていくという趣旨のものでございます。

また43ページのほう、16です。生活支援コーディネーターの設置ということで、この生活支援コーディネーターを設置しまして、地域ごとのニーズ把握とか地域の支え合い活動の発掘・要請などを行っていただきまして、地域におけるサービス提供体制の確保などを図っていくというものでございます。

それから、44ページからは基本目標Ⅱでございます。基本目標Ⅱについては、45ページの26番、健康づくりの拠点整備として、ここには可児駅前の拠点施設の整備というのを1つ上げております。

それから、27は介護予防のための可児市独自の健康体操を考案して、地域住民への普及促進に努めるというようなことです。

それから、47ページからは基本目標Ⅲでございます。基本目標Ⅲについては、まず37. 地域ケア会議の充実ということで、これは他職種連携のための会議でございますが、そういった地域ケア会議の充実によりまして、地域全体の共通認識のもとで介護ケアしていくことができる体制づくりを推進していくということです。

それから、55ページまで飛びます。43、44は、これもちょっと先ほどから出ております介護予防・日常生活支援の総合事業についてのことを書いてございます。介護保険制度改正に対応するために、この介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、ここにどう取り組むかということに掲載したものでございます。

それから57ページの51でございますが、ここには在宅医療と介護の連携推進ということで、ここはちょっとボリューム増になっていますけれども、◆マークが5つほどございますが、その3つ目にモデル地区における地域包括ケアシステムの実施検証を位置づけております。

また、58ページの52. 認知症施策の推進、これも国が示す地域包括支援事業の重要施策の一つなんですけれども、認知症施策の推進といたしまして、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていけるように認知症地域支援推進員を設置するとか、認知症サポーター、今現在も実施しております認知症サポーター養成講座を開催していくとか、そういったところの実施についてが計画してございます。

また最初の資料の4-1の4ページですが、5番、介護保険料の設定、この計画においても介護保険料のほうに掲載する予定でございまして、この説明につきましてはさきに介護保

険条例の改正のところでは御説明しましたので省略します。

それから6番、今後の予定でございます。パブリックコメント、来年、平成27年1月9日から30日に行います。これを経まして、平成27年2月に第4回の高齢者施策等運営協議会を開催いたしまして、先ほどの介護保険条例を平成27年3月議会に上程させていただくという予定です。議決後にこの計画を決定していくというところでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 35ページに、K-ケアシステムということで、Kの字に合わせてイメージがあるんですけど、実はこのもっと前に図があって、可児市地域包括支援システムはこういうふうだというのが去年ぐらいに見たと思うんですけど、あの図のほうがよくわかりやすかった。こんなKの字に合わせてこうなりますよというのは、一体誰に対してこれを説明しているのか。これをパブリックコメントにかけると言われるので、これではもう本当にせっかく中身いろいろ考えても、もっとビジュアルにわからないと言葉も難しいし、誰もきっとパブリックコメントを出してくれないというふうに私は思うんですけど、もっともっと本当に、パブリックコメントを出すので、わかりやすい、そういうことってできませんか。用語も難しいし、障がい者計画もそうだけど、用語の説明もないし、それは後でパブリックコメントのときにはつけますというふうに聞きましたけど。本当に皆さんにこの計画をわかってほしくて御意見いただきたいと思っておるのか、私はすごく疑問に思うんですけど、全くこの中だけの説明のためのあれだと思ってしまうので、もっとわかりやすく、図で見てあなるほどこういうことが可児市地域包括ケアシステムなんだとわかるように、何かそういう図も入れていただかないと、字ばかりで本当にわかりません。以上。

○委員長（野呂和久君） 御意見ということで。

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては以上で終了いたします。

続いて、可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定を議題とします。

執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（井藤裕司君） よろしく申し上げます。

可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定についてということで、健康増進課でございます。

私のほうからは、この可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に向けたパブリックコメントの実施について御報告をさせていただきます。

委員会資料の5をごらんください。

この第1条にもありますように、歯科口腔保健の推進に関する法律というのが平成23年に制定されております。また岐阜県では、既に平成22年に岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例が制定され、県内他の自治体でも条例が制定されてきております。

可児市におきましては、歯科保健の取り組みとして妊婦歯科健診や幼稚園・保育園への巡

回歯磨き教室、それから歯周病健診などを実施してきておりまして、また、80歳までに20本の歯を保つことを目標にした8020運動を推進してきております。さらに、平成26年3月に作成しました第2期の健康増進計画においては、妊娠・出産期から高齢期までの各ライフステージごとに歯の健康について市民、地域、行政の取り組みをわかりやすく整理して、具体的な取り組みを啓発しているところでございます。

このような状況の中で、歯科医師会からは、歯と口腔の健康が全身の健康を保持・増進する上で重要な役割を果たしていることの認識に立って、基本理念や市の責務、市民の責務、保健医療関係者等の責務や、市の基本的施策の実施を定めた歯と口腔の健康づくり推進条例を何とか制定することができないかというふうで強く要望をいただけてきました。可児市としましても、市民の生涯にわたる健康の保持・増進を目的として、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を着実に実施していくためには条例化が必要であると考え、歯科医師会等、関係者とも協議をしながら検討を進めてまいりました。

その結果、資料5のとおり、可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例案を作成しましたので、これによりパブリックコメントを実施し、3月の議会において条例案を上程させていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） この件に関して質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては以上で終了いたします。

続いて、可児市障がい者計画に係るパブリックコメントの実施についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） 資料6-1の計画素案・概要をごらんください。

第4期可児市障がい者計画のパブリックコメントを実施しますので、その計画の内容について御説明いたします。

計画の位置づけですが、この計画は、障害者基本法と障害者総合支援法に基づく2つの計画を1つの計画書として策定しております。計画の内容は、障がい者施策の基本的な考え方、各課の障がい者を対象にした事業、障がい福祉サービスの見込み量などを掲載しております。前回の計画から、国の法整備に合わせて計画の見直しを行っております。

資料の6-2の計画書の2ページをごらんください。

下段に前回の計画策定後の法整備の動きを載せております。国は、平成26年1月20日に障害者権利条約を批准しております。一番下段に載っている内容ですが、日本は障がい者対策がおくれていたということで、批准に向けて国内法の整備を順次行ってきております。以前の障害者自立支援法は、原則1割の応益負担であったことなど評判がよくなかったということで、新しく障害者総合支援法という法律を制定し、共生社会の実現を目指すこととしております。

障害者虐待防止法は、擁護者による虐待、障がい者施設従事者による虐待、あるいは会社

等の使用者による虐待などの防止をするために、虐待を発見したときの通報義務について定められております。

障害者雇用促進法の一部改正では、法定雇用率の算定基準の見直しなどがされております。

障害者差別解消法では、差別的取り扱いの禁止と人権被害の救済、合理的配慮の不提供の禁止などについて規定されております。国・地方公共団体は、法的義務として、それぞれの禁止について取り組むこととなっております。千葉県の障がい者施設での虐待事件等が発生したこともあって、障がい者の虐待防止と障がい者の合理的配慮が課題となっております。

資料の6-1に戻ってください。

計画の期間ですが、3年間としております。計画の対象は、以前からの3障がいと発達障がいのある人と、法の改正により新たに加えられた難病患者となっております。基本理念は、第3期の計画を継承しております。基本目標及び施策の体系につきましても、第3期の計画を継承しております。8つ目の基本目標の権利を守り、ともに生きる社会をつくり出すについては、障がい者に関する法整備を踏まえて、障がい者の権利擁護や差別解消、共生社会の実現などを図るために、新規の基本目標として追加しております。

次に、重点を置く取り組みについてですが、4項目について定めております。障がいのある人の地域での生活支援の充実については、障がい者施設からの退所や精神病院からの退院を促進し、自宅、グループホームで生活できるようにするために地域生活支援拠点を整備することとしております。

障がいのある人の就労支援の充実については、一般就労、福祉的就労の場を確保するために、瀬田の教職員住宅跡地、市民センター跡地に障がい者施設を誘致することとしております。

次に、障がいのある子供への総合的な支援の充実ですが、子育て世代の安心づくりと児童発達支援事業所の充実や、障がいのある子供が保育園や幼稚園に入りやすい環境づくりを進めることとしております。

次の医療的なケアが必要な人への支援体制の強化については、新規の重点事業としております。障がい福祉サービスの対象者に難病患者が位置づけられたことにより、新規の重点事業としております。重度障がい者の医療的なケアに対応できるサービスが不足しておりますので、医療機関等に医療的サービスの実施について働きかけていきたいと考えております。

次に、本計画からの新規事業について御説明いたします。

障がい者に対するマークの普及については、特に耳マーク、ほじょ犬マーク、ハート・プラスマークの普及に努めることとしております。聴覚障がい者や身体内部に障がいのある人は、見た目から健常者と思われてしまいますので、マークの普及により理解と協力を図りたいと考えております。

次に、地域生活支援拠点の整備については、計画書の25ページにイメージ図を載せておりますので、25ページをごらんください。

地域で生活できるように、コーディネーター、グループホーム、ショートステイ、生活介

護などを1つの建物の中で拠点施設として整備する方法と、面的に整備する方法が想定されております。地域生活支援拠点については、広域で整備するのか市単独で整備するのかにつきましては、今後検討して決めたいと考えております。

もとの資料に戻っていただきたいと思いますが、次に専門発達相談につきましては、それぞれの課において専門家による専門相談を実施し支援するという内容でございます。

高校生の支援は、可茂特別支援学校などの高校生に対して、特に就労支援を実施したいと考えております。

職場定着に向けた支援については、多治見市の障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携を図って、就職後の支援を行うこととしております。

合理的配慮への体制整備については、国が今後具体的な方針、マニュアル等を作成しますので、そういった動向を踏まえた対応をしたいと考えております。

障がい福祉計画の成果目標は、国の指針に基づいて3つの成果目標を掲載しております。

福祉施設の入所者については、4人を減らす計画にしております。地域生活支援拠点等については、市内または中濃圏域で1カ所としております。福祉施設から一般就労への移行については、それぞれ国の示す基準を目標にしております。

計画の推進に当たっては、自立支援協議会を中心に評価・改善を行うこととしております。

それから、計画書の中で下線をつけた部分がございますが、第3期の計画から変更・追加した部分ということで表示しております。先ほど言葉の注釈がないということで指摘もございましたので、パブリックコメントをする場合は、注釈をつけてパブリックコメントを実施したいと考えております。

それから、先ほど障がい者施設の誘致の関係で御説明したときに「共同生活介護」という言葉を使いましたが、ことしの4月から「共同生活援助」という言葉に変わっておりますので、正しい名称に訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上でこの件に関しましては終了いたします。

ここで3時50分まで休憩といたします。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時48分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） 先ほどの障がい者計画のところで、パブリックコメントの期間について御説明いたしませんでしたので、改めて報告させていただきます。

パブリックコメントの期間は、来年、平成27年1月19日から2月9日まで実施するという予定でございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） それでは次に、可児市教育に関する事務の説明を求めるところでし

たが、順番を変更させていただきまして、社会福祉協議会の法人後見事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○健康福祉部次長（安藤千秋君） 社会福祉協議会の法人後見事業について、御報告いたします。

福祉課では、平成26年度の社会福祉協議会への新規補助金として成年後見事業補助金を交付いたしました。社会福祉協議会では、この補助金を活用して平成26年10月1日から法人後見事業を実施しておりますので、御報告いたします。

受任対象者は、親族がいないなどの理由により首長申し立てを行う方で、ほかに適切な成年後見人が得られない方を対象にしております。平成26年11月15日号の社会福祉協議会の広報紙「こころん」に記載して啓発されております。現在、まだ成年後見人としての具体的な仕事は行っておりません。成年後見制度の利用が必要と思われる案件が発生したり相談があった場合は、福祉課、高齢福祉課、社会福祉協議会へ御連絡いただくとありがたいと思っております。関係者によりまして、ケース検討会議を開催し、法人後見が必要かどうかを含めた検討をさせていただこうと思っております。

以上、法人後見の開始についての御報告とさせていただきます。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

健康福祉部長と健康福祉部次長は退出していただいて結構でございます。ありがとうございました。

続いて、可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正を議題とします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（渡辺達也君） それでは、資料番号7をごらんください。

ここにごございます条例の一覧、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、当市の改正が必要となる条例でございます。

この条例の改正ということでございますが、今回の法改正の内容でございますけど、さきの平成26年9月議会のこの委員会で御説明いたしました教育委員会制度の改革に伴う御説明のとおりでございますが、この中の教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長、新教育長の設置に伴い、改正が必要となる条例が主なものでございます。

そのうちのこの資料の①から⑤までの条例につきましては、新教育長の給与や旅費などに関するもののため、担当は秘書課となりますので、先週の総務企画委員会で報告をさせていただいたとおりでございます。

そこで本委員会の所管のものにつきましては、教育総務課が担当いたします⑥可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の改正でございますが、これは今回の法改正に

よりまして、条例中で引用している当該法律の引用条文の条ずれによるものでございます。
以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

続きまして、報告事項、小・中学校のエアコン運用についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（渡辺達也君） 小・中学校のエアコン運用についてでございますが、まずもって今年度の市内中学校全校のエアコン設置事業につきましては、平成26年6月の予算補正では何かと議会の皆様にもいろいろ御心配やらお手を煩わせまして、改めておわびを申し上げますとともに感謝させていただきたいと思っております。おかげさまで、おおむね順調な工程で工事も完了いたしまして、今月8日には運転開始となりました。

そこで、資料8の小・中学校のエアコンの運用指針というものがございます。これを報告させていただくものでございますが、ごらんとおり暫定版と付記されております。この趣旨は、この資料の1ページの末尾の④に記載のとおり、平成26年度につきましては、暖房使用に伴う、冬季の暖房使用でございますが、これに伴いますランニングコストとか、デマンド値の上昇、暖まり感などの調査のため、普通教室の暖房は全てエアコンで行います。平成27年度以降は、この調査結果を踏まえて、冬季の運用方針を正式に決定するという予定でございます。

エアコンの設置につきましては、申し上げるまでもなく、夏季の酷暑対策としては最適であるとの判断によるものでございますけれども、冬季の使用につきましては、教育委員会内部でもメリット・デメリットの比較検討を行ってまいりました。デメリットとしましては、やはりランニングコストの増加が筆頭に上げられるかと思っておりますが、机上の比較としましては、冬場にエアコンを使用する場合と使用しない場合で、中学校のみでは約60万円、これが小・中学校全体を合わせますと年間約240万円のコスト増を見込んでおるわけでございます。また、メリットとしましては、暖房器具の給油などの手間がかからなくなりまして、学校現場の負担も軽減になるとか、やけど等の心配をしなくて安全であるとか、ストーブの設置によります学習スペースのしわ寄せがなくなるなどがございます。しかし、コストの増加を含めまして、導入後の暖まり感、現実になんのかということ想定域を出ませんので、ここの冬につきましては試験的に運転してみるというものでございます。ちなみに、試験運転開始以降1週間ほどたちましたが、学校現場からはとても快適であるとか、灯油の給油の手間が要らないので楽だというような肯定的な声が聞こえてきております。

なお、設定の温度につきましては、この1ページにございますとおり、冷房で28度、暖房で18度としておりますが、この根拠につきましては、この3ページにございます6に記載してございますが、文科省の学校環境衛生基準に基づきまして、それと文科省から通知が出ておりまして、教室の温度は10度以上30度以下であるのが望ましいに合わせまして、平成19年

に文科省から示されました学校施設における省エネ対策についてということで、エアコンの最も望ましい温度は夏季では25から28度、冬季では18度から20度という形でございますので、これらの根拠に基づきまして設定温度をこういう形でさせていただいております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 冷房の設定温度は28度、今根拠がお示しになられたんですが、実際にそこにおける者として、不快指数というものが大きいと思うんですね。ですから、こちらのほうで25度から28度という幅が持たせてあれば、必ずしも28度ちょうどを、さあつけるよ、さあ消すよというんじゃないくて、何らかの形で不快指数というものを考慮しないと、人間的な活用にならないと思うんです。その辺、お考えはどうですか。

○教育総務課長（渡辺達也君） 今そういうお尋ねもございましたので、私どももがちがちに数字を固めてしまっただけという形ではなく、あくまでも1つの基準としておりまして、あとは学校の現場の判断基準というのも尊重させていただきたいなあとというふうに思っておりますが、じゃあ基本は何度ですかと言われてみると、こういう形でお示しをさせていただきますと、現場のほうもそこら辺は柔軟に対応していただけるというふうに考えております。

それと、今の不快指数等のお話もありますので、やはり本当に過ごしやすいかどうかという形で、これはこの半年の間にアンケート調査を学校の現場の先生方とか子供たちにもとって、総合的にそこら辺はどうなのかという形も、現場の気持ちというのでも聞いてみようかなというふうに考えております。以上です。

○委員（酒井正司君） もう1点ですが、1ページの一番下の④で、デマンド値の上昇というのがありますね。これはデマンド値というのが御存じの方もあると思うんですが、これは契約の枠、最大値のことをいうんですが、これ一旦設定すると、ほとんど基礎料金にまるとかかってくるわけですが、最大値で来ますので。いわゆる電線の容量の確保みたいなことを意味しますのでね。そうしますと、今非常に灯油がどんどん下がってきているんですね。すると電気使用量、電気だけで暖房すると非常に非効率だと。経済的にの話ね。確かにここでおっしゃるのは、あくまでも数値を求めたいからやるということなんですが、長期的に見たら、こういうことは非常に経済的にマイナスなので、その試験期間が終わった後は、ぜひともより効率的な、経済的な運用をぜひお願いしたいと思います。

○教育総務課長（渡辺達也君） ただいまの御指摘のような御意見等も、ほかの自治体を見ますと、例えば隣の美濃加茂市なんかは、朝の早いときなんかは、立ち上がりは灯油にしてというような併用方式をとっているところもございますので、今回の試験でこういった形で、アンケートも踏まえて、そういう総合的にその辺は考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に御発言はございませんか。

○委員（林 則夫君） 暑い寒い体感は個人差があって、子供が勉強するのに暑いときに勉強するのは大変だし、また寒いときに勉強するのも大変だから、快適な環境の中で勉強でき

るようになったというのは非常にいいことだと思うんですよ。

温度設定を何度にするかは、またそれぞれ考えていただければいいことなんだけれども、一つそれに関連して、僕は当初からこのことを申し上げておるわけなんです、和式の便器は直接肌が触れることはなかったんですが、小・中学校のトイレも洋式にするという話があったときに、僕はとにかく洋式にしたら、陶器製の冷たい便器にちょっとさわったら、もう飛び上がっちゃって出るものも出なくなっちゃうからということをお願いしたわけなんです、この室内の温度設定と同時に、便器の保温もぜひ考慮してやってほしいなと思うわけです。

それから、この間視察に行った複合施設に広いホールがあります。所管がまたがるかもしれませんが、遊ぶのは子供たちが遊ぶわけなんです、広いホールのところに床暖房がないと非常に冷たいですね、冬は。とてもじゃないけど、ホットカーペットぐらいでは追っつかんと思うんですが、今度駅前にできる施設というのは、ぜひ大広間には床暖房を設置して、子供たちが伸び伸びと冬でも快適に遊べるような形にしてやっていただけたらいいかなと思っておりますので、ぜひ記憶にとどめておいてください。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他によろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては以上で終了いたします。

続いて、美濃桃山陶の聖地（牟田洞）の整備構想・計画（案）についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

○郷土歴史館長（長瀬治義君） 失礼いたします。

昨年の市への荒川資料館並びに関係の土地の御寄附をいただいて以来、少しずつ少しずつ今後の居宅の敷地の公開について、どのように公開していくか、どのように整備していくかということについて構想を少しずつ固めてまいりました。このたび整備構想・計画（案）ということでまとまりましたので、御報告のほうをさせていただきます。

資料9番でございますけれども、まずこの構想計画（案）の構成は、前提条件としてI番、II番として事業の現状あるいは整備の範囲、最後に構想、具体的な整備の計画内容という構成をとっております。

では、内容のほう、少し端折りながらでございますけれども、御説明いたします。

I番の整理構想・計画の前提条件ということで、そのうちの1番には美濃桃山陶の聖地とはということで、どういった意味があるのかということが書いてございます。

名誉市民であり人間国宝であった荒川豊蔵、そして国宝の卯花塙、その2つをキーワードとして、この場所は美濃桃山陶の聖地と呼ぶにふさわしい場所であるという内容でございます。名品を生んだ古い窯跡があり、さらに荒川豊蔵氏の足跡が残ると、この2つをあわせ持つ場所だという内容でございます。

2番目の美濃桃山陶の聖地の保存と活用というところでは、この整備事業の位置づけ、あるいは意義、そういったことについて記載しております。

4行目あたりですけれども、市政の重点事業の一つの地域・経済の元気づくり、その中の地域資源の再評価・活用に位置づけるということによって、この場所が市民の誇るべき場所として形成され、新たな交流が生み出されるということです。

ただし、下の方ですけれども、整備や公開に当たっては、古い窯跡の立地環境や豊蔵が求め追求した自然と景観などへの配慮をするということ。それから古い窯跡につきましては、リニア中央新幹線との整合性という絡みもございます。それによって、国の史跡の指定のスケジュールも少し変わってくる可能性がございます。史跡の整備、あるいは保存管理といった計画につきましては、スケジュール的に結構時間がかかることが十分予想されますので、この構想計画の中では、史跡の整備については切り離して別途スケジュールを立てたいということが書いてございます。

それから次、3ページのほうでございますけれども、3番の牟田洞の地を核としてというところでは、

将来的には、現在ある郷土歴史館を美濃桃山陶に関するエントランス施設に位置づけたいということ。どういうことかと申しますと、美濃焼あるいは古い古陶、美濃桃山陶あるいは現代の美濃焼、そういった美濃の窯業史を語るような展示内容に特化させていきたいということが念頭にございます。将来的にはそういったことを検討し整備したい。それから現在の荒川豊蔵資料館へのアクセス、この施設へのバリアフリー化を考えなければならないわけですが、これを検討するというのもこの計画の中に入れたいと思っております。

それから、大きいII番の事業の現状と整備範囲というところでは、

平成25年度、昨年度寄附をいただきまして、平成25年10月に資料館の再オープンということが書いてございます。今年度は3ページが一番下でございますが、整備構想・計画の策定と整備の設計（文化財指定地の窯跡関連を除く）という段階でございます。

そして来年度以降、平成27年度に本計画に、後で御説明しますが、敷地内の整備工事及び次年度整備分の実施設等ということで、2カ年にまたがって整備をしていきたいという考えでございます。

平成28年度に参りますと、追加の整備工事といたしまして、これは早ければという目標でございますが、平成28年度中にも一般公開をスタートできないかということを考えております。ただし、先ほど申し上げましたけれども、この2年度にまたがります整備事業におきましては、エントランスとして位置づける可児郷土歴史館の改修工事、あるいはバリアフリー化の工事、そういったことは含んでおりません。検討という段階で検討はさせていただきたいと考えております。それからもう一度申し上げますが、史跡の指定を目指す部分につきましても別途計画を立てたいという思いであります。

平成27年度の7月というところに、国指定史跡への意見具申、牟田洞窯、窯下窯、あるいは平成29年度のところに、7月、国指定史跡への追加意見具申、これ弥七田古窯跡という項目がございます。これは今このようなスケジュールを目指して頑張っておりますけれども、今問題になっておりますのはリニア中央新幹線との整合性ということです。それが何が問題

かといいますと、牟田洞窯、窯下窯、この平成27年度の7月意見具申予定のところ、その中央を通過するというので、これがJR東海と地元地権者、そのあたりの協議がうまくいかないと、ちょっとおくれる可能性が大いにございます。そういうことも含めまして、計画では国の史跡の指定をいただいた後、平成29年度、大萱古窯跡群保存管理計画の策定、平成30年度、大萱古窯跡群保存管理計画の策定と指定をいただいた後にこのようにつながってまいります。

それから、2番の土地や建物の状況と整備範囲というところでは、御寄附をいただいた土地あるいは建物などの明細が書いてございます。

それから、5ページの(3)整備範囲というところがございますが、これは後ろのほうの縦長の図をごらんください。

整備を考える、していく部分につきましては、県道からずうっと林道、山道を入るわけですが、この黄色い線で示してございます人の動線部分と周辺の整備を考えております。あわせて荒川豊蔵氏の関連の居宅とか陶房とかが4棟ございます。こういったところの補修整備ということも含みたいと考えております。また、県道脇の駐車場の拡幅も考えておまして、これもこの計画に含めたいと思います。さらに、荒川豊蔵資料館の裏側になりますけれども、点線で書いてございます。これは施設へのアクセス、バリアフリー化のために駐車場を確保できるのかできないのかというところがございますが、今言いました、できるのかできないのかというところの検討も含めまして、検討段階の内容をこの計画に盛り込みたいと考えております。

それから5ページへ戻りまして、3番の古窯跡や居宅と周囲の現状というところでは、現状とそれに関連する課題ということが書いてございます。この辺のところはちょっと省略させていただきます。

裏へ参りまして6ページ、Ⅲ番の整備の構想・計画というところがございます。

1番の指針というところ、少し読ませていただきます。将来的には、牟田洞古窯跡と窯下古窯跡、豊蔵の居宅、敷地や資料館を一体的に保存して整備・公開を図り、理解しやすく親しまれる歴史的・文化的空間を創出し、歴史・文化資源活用モデルとしますということで、(1)としまして、古窯跡の保存を前提に国史跡指定を目指すため、史跡（遺跡）に関する保存管理計画や整備計画は別途策定します。本構想・計画では、先行してこれを除くエリアを対象とします。

(2)豊蔵が慈しんだ環境や景観に配慮し、現在の状態を大きく変えることは避けるものの、安全と保存を考えた補強や修繕、必要に応じた復元、散策路の整備を行い、見てわかりやすく、この地の空気を感じられる整備を行います。

(3)この歴史・文化資源を市民が誇り得るものとして捉え、本物に触れることができる教育や観光交流の場として活用し、広くアピールしていきます。

このようなコンセプトで以下2番の整備の内容を検討し、明文化いたしました。

整備の内容の(2)のところから少し細かく説明させていただきます。先ほどエントランス

施設については申し上げました。それから②の駐車場です。これも先ほど申し上げました。それから、③散策路とサイン、説明板というところからですが、最後の横長の図がございます。これをごらんになりながら簡潔に説明させていただきたいと思います。

まず県道脇から林道を入りまして、資料館に向かう階段がございます。そのあたりも階段の整備、地ならしをしたいと思っておりますし、お墓との境界がございます。墓地との境におきましては、垣根を設けたいというところがございます。資料館のほうへ参りまして、玄関周りの植栽を整備したい。それから資料館を通り過ぎまして奥へ参りますと、豊蔵の使った窯、あるいは作業場がございます。こういったところの建物につきましては修繕補強、あるいは窯につきましても覆い屋を修繕したいと思っております。作業場というのは、外から作業の様子が見えるような感じでのぞけるような公開を考えております。ここ窯から奥は立入禁止として、将来的にはぐるっと周回できるようなことにしたいと思っております。

それから、資料館の階段を上る前の下のところには、豊蔵氏の陶房がございます。5部屋続く長い建物でありますけれども、かなり傷みが、両脇が激しいというところで、真ん中の3つの部屋を保存し公開していきたいと思っております。両脇の2部屋につきましては、取り壊しをしまして倉庫に使うということで新しい建物、あるいは管理人、あるいは清掃ボランティアなどの控えの間ということで、壊した後、新たに違和感なく部屋を設けたいと思っております。

それから、陶房への門扉を建てかえるということ。この敷地内ずうっと黄色で線で示したラインですけれども、これを園路、回遊路ということで、お客さんが歩いていただく場所と考えております。非常に土が表面流れまして石がごろごろしております。かなりの土、客土、山砂とかを入れまして、しっかりたたき締めたいということがかなりウエートを占めます。

それから、園内といいますか、敷地内には12カ所にいろんな豊蔵氏にまつわる石碑がございます。そういったところ、階段・石段を登る場所があったり、石敷きがあったり、そういったところの整備・補修も含まれます。またそういったところにはどんなエピソードがあるかというような小さな説明書きもつけたいというところなんです。

奥へ進みまして川を渡る部分につきましては、もともと石橋であって、破損した後、枕木が置いてございますが、石橋につけかえたい。川の護岸は、しっかりした大きな石で護岸されておりますけれども、延長20メートル分ぐらいが護岸崩れております。そういったところの補強をしたい。それから水車跡と書いてございますが、ぐるぐる回るような丸い水車のイメージではなくて、添水唐臼とかバツタリと言いますけれども、大きな丸太に穴を、ますをえぐって、そこにかへひから直接水を受けてボタン。こういう感じで唐臼を反対側でつくというものでございます。これは基礎はしっかり残っておりまして規模もわかります。また当時の写真もございます。建物は今ないわけですけれども、復元できないかということで復元をしたいと思っております。

それからさらに奥へ参りまして、右手の上の段には、豊蔵氏の母屋、居宅と離れの2棟がございます。離れにつきましては北側半分を撤去する、もしくは全て撤去するのどちらかな

んですけれども、現在シロアリの関係を調査しております。そのぐあいによりまして、半分撤去、または全撤去、その後に来館者、来園者のためのトイレ設置ということを考えております。居宅の母屋につきましては、もとの状態の土間に戻しまして、玄関から裏口へ通過していただくような動線も考えております。また、ただ建築基準法の関係で外へ回っていただく可能性もございますが、土間のほうへ戻したいという格好です。

それから、居宅・母屋の南側、向かって右ですけれども、南側はお庭になっております。20年以上も放置されておりますので、かなりの手入れが必要です。お庭はいろいろな人の話を、当時の様子を知っている方のお話を聞きながら適切な植栽をしたいと考えております。

それから、その川の近くに風呂場跡と書いた部分がございますが、屋根が抜けて瓦が落ちて、もう半壊状態でございます。これをもとに戻すのは至難のわざでありますので、撤去して休憩所、あずまやとして設置できないかという思いであります。

それから随縁碑とか、その上のちょっと広場的な部分は何カ所かございます。そういったところへの動線、石段、あるいは広場につきましての路面の整備といったところも行ってまいりたいと思っております。

以上が、今後2年間でエリアを分けつつ整備をしたいと考えている内容でございます。ちょっと端折った説明で申しわけございませんでした。

○委員長（野呂和久君） それでは、この件に関しまして質疑を行います。

○委員（富田牧子君） まずちょっとよくわからないので、教えてほしいんですが、リニア中央新幹線はこの図でいうと、どういうところを通って、それで例えば柱がどこかに立つとかというような話もありましたけど、それについてもうちちょっと詳しく教えてください。

○郷土歴史館長（長瀬治義君） まず、県道から山の中へ林道を黄色い線、南へ下ります。そうしますとお墓がございます。墓地マーク、179.2と書いてある、そこは広い地元の方の墓地です。そこに小屋の点線で四角くくった小屋のマークがあります。その真上を通過します。それと、県道の北のほうに1軒民家がございますが、174.8と書いてあるところの右側へずうっとスライドしていただくと、民家の南側の端っこ今この墓地の小屋を結んでいただいたその直線コースをリニア中央新幹線が通過するという計画です。橋脚、橋台の位置につきましては、現在まだ協議、変更などいろいろ協議中でありまして、まだ確定したとは私らは考えておりませんが、当初の計画でいきますと、この林道の小道のすぐ脇に立つ計画であります。

○委員（富田牧子君） 基地の横ですか。

○郷土歴史館長（長瀬治義君） はい、そうです。

○委員（富田牧子君） 四角の横くらいですか。

○郷土歴史館長（長瀬治義君） 四角の横の、道の向かって左です。道に接してということですよ。

○委員（富田牧子君） 広さはどれくらいですか。

〔発言する者あり〕

○郷土歴史館長（長瀬治義君） 10メートル掛ける5メートルぐらいです。

○委員（富田牧子君） それはそれでわかりました。

もう一つお聞きしたいのは、やっぱりふさわしく整備していただくということは当然のことだと思いますし、委員会でも附帯決議とかそういうのを出しましたけど、郷土歴史館の話なんですけど、郷土歴史館はエントランス施設にすると。だから、今あるような何でもいいからごちゃごちゃと石器から銅鐸から何でも並べてあるようなところではなくて、もっと奥の陶器が置いてあるのをもっと前面的にやるように変えていくんだというお話でしたよね。そうすると、今ある歴史的遺産のものなんかは一体どうなるのかというのが非常に気になるんですけど。

それと、駅前子育て拠点施設ができるときにあく部分がありますよね、いろいろ移動して。そういうところに移して、新たにそういう歴史館じゃないけど、何館かわからないけど、そういう遺物を展示する場所をつくるというふうなところもずうっと見通して、このようなことが書かれているのでしょうか。

○郷土歴史館長（長瀬治義君） 念頭に置いて見込んで書いてございます。繰り返しますけれども、郷土歴史館を可児・美濃の窯業史にかかわる美濃桃山陶を中心に据えた窯業史にかかわるエントランスにしたいということ。一口に美濃焼と言っても、可児でも1400年からの歴史がございますので、かなり幅広い中での美濃桃山陶にスポットを当てたいということが一つです。

それから、その他の可児の歴史・文化・自然の部分は、やはりどこかに常設の場所を求めたいと思っております。そういったことから、この2年間の計画の中では、資料館そのものの基本的な展示内容とか基本的な設計部分は含めたいと思っておりますが、工事は含めておりません。それはやはりどこかに求める具体的な場所があって、それと同時並行でその展示のチェンジをしていけないかなという考えです。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 今ある遺物をほかのところに移すという話がありましたけど、そういう打ち合わせと申しますか、そういう話はもう既にしておりますけれども、どこに移すとか、そういうものをどうするかというところまではまだ話が行っていませんので、新たにそういったものが移せるところがあったら、そういう話がついた時点でエントランス化を進めていくということで、具体的にどこに移すとか新しいものをつくるか、先ほどの移動した部分にどこに入れるとか、そういった具体的なところまではまだ話が進んでいないということでございます。

○委員（富田牧子君） でも、そういうことも含めて、概算どれぐらいのことを考えておみえでしょうか。

○郷土歴史館長（長瀬治義君） この整備構想・計画に盛り込んだ2年間の2年度分で、概算1億円ぐらいを考えております。

○委員長（野呂和久君） 他に御発言はありませんでしょうか。

○委員（林 則夫君） 平成26年12月19日の金曜日7時から、平牧公民館でリニア新幹線の説

明会がありますので、よろしかったらお聞きになりますと氷山の一角ぐらいの話はわかると思います。どうぞ。

それから最近、東京大学の史料編纂所からいろんな資料が出てまいりまして、その一つに、資料そのものが国宝になっておるわけなんです、先般、館長には資料をお渡ししたわけですが、その中に、私は古田織部という男は、武将であって茶人であったということだけは承知しておったんです。それから、生まれた年と死んだ年はわかるけれども、どこで生まれたかはわからんというような非常に謎に包まれた男であったわけですが、その中で、古田織部が大萱・弥七田で出るいわゆる織部の陶片、そうしたものの上薬の指導をしたということがその国宝の資料の中に書いてあるものですから、当時電話もなければ、当然メールもないです。本巢市で生まれたということは言われておるんですけども、本巢から可児まではとてもそんな作陶の指導はできんと思うんです。そこで、事によると、古田織部は大萱に住んで、そして土岐の元窯、または弥七田で織部焼の作陶の指導をしたのではないかなということが考えられますので、今、本巢市と連携していろいろ調査をしておるところなんです、またこうした史実が確定できれば、館長、国の史跡の指定に対する一つ大きな補強になると思うので、ぜひこれも念頭に置いた上で調査も一緒に進めていただけるとよろしいかなと思っておりますので、その点についてもぜひお願いしたいと思います。以上です。

○郷土歴史館長（長瀬治義君） ありがとうございます。

しっかりした証拠が見つかる、大変大きなプラスアルファという材料になると思いますので、できる限り調べていきたいと思っております。

○委員長（野呂和久君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、この案件につきましては、決算、平成26年9月においても当委員会で提言という形で荒川豊蔵記念館周辺整備ということで提言を出させていただいておりますので、またよろしく願いいたします。

それでは、この件に関しましては以上で終了いたします。

ここで、執行部の皆様は御退席していただいて結構でございます。ありがとうございます。お疲れさまでした。

それでは、本日の委員会資料として、議会報告会意見交換内容一覧を入れさせていただいていると思います。議会報告会実施会議におきまして、各意見交換で出されました意見等について各委員会ごとに振り分けをしていただいたもので、教育福祉委員会関係の健康づくり等の意見が出されたものが皆様のほうにお配りしてあると思います。これにつきまして、委員会としてこの意見についての対応についてということで、皆様の御意見をいただきたいと思っております。

読んでみますと、こういう健康づくりをしているとかそうした内容がありますし、あと委員会として取り上げて何らかの対応をとるものもあるかもしれませんので、提案ですが、

この内容を読んでいただいて、この件について、委員会として例えば視察、視察というのはおかしいですけど、研究をしたりとか、またはこの件について執行部に質疑をしたりとか、そうした対応をしてもいいのではないかという項目がありましたら、委員さんのほうから、メモ書きで結構ですので、項目のところをリストアップしていただいて、こういう対応をしてはどうかという形で出していただければと思いますが。

○副委員長（天羽良明君）　こういう報告を、一覧を見せていただきまして、数ある中で何かよさそうなやつもあるんですけども、ちょっときょうのところは読み込む時間がとれないような気がしております、事前に本当は読んでこればよかったかもしれませんが、もうちょっと時間をかけて答えを出していったらいいんじゃないかと思っておりますので、今回は、問題提起をいただいたということで各委員さんで見ていただいて、最終日のちょっと手前ぐらいでもう1回集まるなりして方向を、委員長としては多分結果を出さなければいけないと思っておりますので、また日を改めてやったらどうかと思っております。

○委員（可児慶志君）　それぞれ精読して、正・副委員長に提案をしてもらうということで、とりあえず第1段階は。その結果、それぞれの委員会で出てきたものをまた正・副委員長で取りまとめ、あるいは自分たちで、正・副委員長で考えられる方向を提案していただいて、一つの方向性を出してもらえばいいかなと思っておりますけど。だから、いつまでに読んだ結果を返事くださいと言ってもらえるなら一つの区切りができるかなと思うんですけどね。

○委員長（野呂和久君）　それでは、今、可児委員から提案をしていただきましたので、正・副委員長で、この内容から委員会として取り上げる項目等をリストアップしてまとめさせていただくと同時に、委員さんのほうからこれを取り上げたらいいんじゃないかという意見がございましたら、年内中ということでもいいですかね。

○委員（富田牧子君）　実施会議の中では年内とかそういうことではなくて、この議会の間というような感じだったと私は出席して思ったんですけど、そんなことはなかったですか、野呂委員長。

○委員長（野呂和久君）　期間は言われていますか。

○委員（富田牧子君）　何というか、せっかく出したのに延ばし延ばしにしていくと、あればということですよ。ここに本当に取り上げるものがあればということなんだけど、延ばし延ばしでやっていると意味がないというような話が出たと思うんですよ。だから、即効性が必要だけど、取り上げるものがあるということの前提でそういうことなので、皆さんがもし別に委員会としてこういうのはなくてもいいんじゃないとか、取り上げなくてもいいんじゃないという話になれば、それはそれでなかったですということではいいと私は思うんですけど。余り延ばしてもしょうがないし、皆さんそれぞれ出られたと思うので。全部には出ていないけれども、ざざっと見てとか聞いた意見とかを持って、これはやっぱりうちの委員会で何とか取り上げなきゃいけないというのがあるかないかということですよ。

○委員長（野呂和久君）　今この席で少し意見を出してもらったらということではよろしいですか。

○委員（富田牧子君） なかったらなしでいいと。

○委員長（野呂和久君） それでは少し精読していただいて、これをというものがありましたら、ここで御意見をいただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時44分

再開 午後4時50分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

今、精読をしていただきましたので、何か御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（出口忠雄君） このまとめていただいた一覧表を見ると、大半が歩くということに関することが多いんじゃないかなと見ているんですけど、やっぱり若い人から高齢者の人までできるとすれば、やっぱり歩くというのが一番いいかなと思います。可児市も歩こう可児302というところで、いろいろルートのマップとかそういうのを出しているみたいなんですけど、やっぱりその地域地域によって散歩コースがあるみたいで、そういうところを紹介したり、とにかく歩くことの勧めというようなものでまとめたらいんじゃないかなと思いますけど。以上です。

○委員（可児慶志君） これは、教育福祉関係に集約されているので、建設部関係のところにはかなり歩くための道路整備のところ随分入っているので、そういったハード面の整備関係は建設部関係のほうでまとめてもらえばいいと思うんだけど、この中で見ると、歩くためのイベントをやってほしいというのがちょっと何か見えたかなという感じがしますよね。そこら辺について、ちょっとできるかできないか。ルートはパンフレットつくられたり、ルートつくられたりしているけれども、何かイベントができるのかなというようなことは一つ考えてもいいかなあという感じはちょっとしますね。要するに、もっともったきっかけづくり、誘い出す方法ですね。我々視察に行ったときも、元気リーダーをつくってどんどん地域から誘い出してもらって、歩くきっかけでも、ほかの運動するきっかけでも、誘い出す方法を検討していくというのが一つあるかなと思いました。

○委員長（野呂和久君） 先ほど出口委員さんからも歩こうということでありましたし、可児委員さんからも3ページ目の上から4行目のところで、歩こう可児運動を知らなかった、市として大きなイベントをやったらどうかというような御意見もありますので、ここを取り上げてというようなことでよろしいでしょうか。

○委員（可児慶志君） 1ページ目のウオークラリーなどのイベントはどうですか。

○委員長（野呂和久君） どこですか。亀山市に在住しているが、真ん中のところですね。最寄りにサンシャインパークという公園があって、ウオークラリーなどのイベントをやって多数の方に参加してもらっているの、こうした運動に関するイベントを企画することも大切という部分ですね。

○委員（出口忠雄君） 帷子のところにやすらぎの森がありますよね。あそこの利用者というのは、意外に市外の人が多いです。市内の人といっても団地関係、長坂だとかあのあたりのところが多いみたいで、あそこをもっと可児市民の人に歩くコースに使ってもらえたらなと思っておるんです。私も時々歩きに行くんですけど、結構初心者から上級者コースまでいろいろあって、上り下りもあるし景色も結構いいもんですから、あそこをもっと紹介するような形で、今、可児委員が言われたようにイベントのところでちょっと考えてみてもいいんじゃないかなと、そんなことを思いましたけど、以上です。

○委員長（野呂和久君） そこを活用していくということ盛り込んでいくということですね。ほかに御意見はございませんか。

○副委員長（天羽良明君） 来年度は花フェスタ2015もございますし、この委員会としても健康づくりを捉えた一つのイベントに本当は持っていけるぐらいのいいヒントをたくさんいただいたと思いますので、こういった人それぞれの健康法を今出口委員が言われたように、何かのこういう方法だということをちょっとパンフレットみたいなやつをつくったり、コース自慢をしたり、そういうふうに行くことについて、もうちょっとみんなが取り組みやすい環境をつくるというのはいいことだと思います。

○委員長（野呂和久君） それでは、天羽副委員長からもそうした提案がございましたので、歩くということについて市民のほうに啓発をして、多くの方に参加していただけるようなイベントとか、そうしたものが開催していただけるようなことを委員会として執行部のほうに提案していくというような形のことによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そういう形で提案させていただくということで、委員会として提案をしていきます。ありがとうございました。

以上で本日の案件は全て終わりました。そのほかに何かございましたらお願いします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後4時56分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月16日

可児市教育福祉委員会委員長